

平成 30 年 度

兵庫県公立高等学校入学者選抜要綱

兵庫県教育委員会

目 次

第1 入学者選抜の対象となる学校等	p 1
第2 入学者選抜の基本方針	p 1
第3 調査書・学年学習評定一覧表等	p 3
第4 学力検査実施要領（多部制については第7による）	p 5
1 志願者の取扱い	p 5
2 学力検査の実施	p 11
3 複数志願選抜	p 14
第5 特色選抜実施要領	p 20
第6 推薦入学等実施要領	p 24
1 専門教育を主とする学科における推薦入学	p 24
2 普通科コースにおける推薦入学	p 29
3 普通科単位制（全日制）における推薦入学	p 33
4 総合学科における推薦入学	p 37
5 中高一貫教育における連携型入学者選抜	p 41
6 帰国生徒にかかわる推薦入学	p 45
第7 多部制における入学者選抜実施要領	p 47
1 I期試験	p 48
2 II期試験A	p 50
第8 定時制の課程の成人特例入学者選抜実施要領	p 54
第9 定時制の課程の再募集	p 57
第10 通信制の課程における入学者選抜実施要領	p 59
第11 特別の事情のある者の手続	p 61
1 本県に居住している者で、特別の事情のある者の入学志願手続	p 61

2 県外から本県の公立高等学校全日制の課程を志願する者等の手続	p 61
第12 本県から県外の公立高等学校を志願する者の手続	p 62
○ 別表 1	
評定換算表	p 63
別表 2	
隣接区域（第4304項関係）	p 64
○ その他	
〔付1-1〕 第11の1による特別事情について〔県内〕	p 65
〔付1-2〕 第11の2による特別事情について〔県外〕	p 66
〔付2〕 書類作成上の一般的注意	p 67
〔付3〕 学年学習評定一覧表（様式2）の在籍者等の欄の記入例	p 67
〔付4〕 入学者選抜に関する問い合わせ先	p 67
〔付5〕 平成30年度兵庫県公立高等学校入学志願手続等に関する期限等の一覧表	p 68

平成 30 年度兵庫県公立高等学校入学者選抜要綱

第1 入学者選抜の対象となる学校等

- 1001 学校
すべての公立（県立及び市立）高等学校
- 1002 課程
全日制課程、定時制課程、通信制課程
- 1003 学科
普通科（コース、単位制による課程を含む。）、専門教育を主とする学科及び総合学科

第2 入学者選抜の基本方針

兵庫県公立高等学校（以下「高等学校」という。）の平成 30 年度入学者の選抜は、「学校教育法施行規則」（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 90 条並びに「高等学校の入学者選抜について」（平成 5 年 2 月 22 日付け文初高第 243 号文部事務次官通知）及び「高等学校の入学者選抜の改善について」（平成 9 年 11 月 28 日付け文初高第 243 号文部省初等中等教育局長通知）を踏まえ、この要綱に定めるところにより厳正に実施する。

（出願資格）

- 2001 入学を志願することのできる者は、平成30年3月に中学校（特別支援学校中学部、文部科学大臣が認定した在外教育施設等を含む。以下同じ。）を卒業する見込みの者並びに学校教育法第57条及び同施行規則第95条に規定する者とする。

（入学者選抜の方法）

- 2002 入学者の選抜は、複数志願選抜又は各高等学校単独で行う。全日制普通科（中高一貫教育校を除く。）及び総合学科における学力検査については複数志願選抜で行い、その他については各高等学校単独で行う。
- 2003 学校単独の選抜は、学科ごとに行うことを原則とするが、専門教育を主とする学科を設置する高等学校にあっては、複数の学科の募集定員を一括して選抜することができる。この場合の実施校・学科については、別途定める。

（出願手続）

- 2004 志願者は、1校1学科に出願する。ただし、複数志願選抜で行う入学者選抜にあっては、第2志望校を付して出願できる。
また、この要綱に定めるところにより、志願先を変更することができる。

（合否判定資料）

- 2005 入学者の選抜は、中学校の校長（当該教育施設の長。以下同じ。）から送付された調査書

その他必要な書類、学力検査の成績等を資料として行う。

(学力検査及び調査書の取扱い)

2006 学力検査による入学者の選抜においては、学力検査の成績と調査書の学習評定との比重が同等となるようにする。

また、調査書の特別活動、部活動等の記録において顕著な内容がある場合には、その内容を各高等学校の特色に応じて評価して特別に取り扱うことができる。

2007 各高等学校の特色に応じ、学力検査を実施しない入学者の選抜を行うことができる。

(学力検査の内容)

2008 学力検査は、「国語」、「社会」、「数学」、「理科」、「英語（聞き取りテストを含む。以下同じ）」の5教科で実施する。その際、中学校学習指導要領に示されている5教科の目標に則し、内容の基本的事項について出題し、知識・技能及びこれらを活用する思考力、判断力等基礎的な学力についての検査とする。ただし、学力検査において総合学科のみを志望し、実技検査での受検を希望する者は、出願時に「音楽」、「美術」、「保健体育」、「技術・家庭」の4教科の実技検査のうちの希望する1教科を届け、学力検査のうちの1教科に代替することができる。

その際、実技検査は、中学校学習指導要領に示されている4教科の目標に則し、内容の基本的事項についての検査とする。

(面接)

2009 受検者の進路に対する意志の確認等、調査書の記載事項とも関連して、受検者に対する理解を一層深める必要がある場合には、面接を実施して、その結果を選抜のための資料に加えることができる。

(推薦入学)

2010 推薦入学による入学者の選抜は、全日制の課程のうち、専門教育を主とする学科、総合学科並びに普通科の一部に設置する国際文化系コース、自然科学系コース、総合人間系コース、健康福祉系コース及び単位制による課程について実施する。

その際、中学校の校長から送付された推薦書、調査書その他必要な書類、この要綱に基づいて実施する適性検査、面接等の結果を資料として選抜を行う。

なお、帰国生徒にかかわる推薦入学は、国際に関する学科及び国際文化系コースについて実施する。

(成人特例入学者選抜)

2011 定時制の課程の受検者のうち満20歳以上の希望する者については、学力検査を行わず、面接及び作文による選抜を実施する。

(通信制課程)

2012 通信制の課程の入学者の選抜は、面接を実施し、その結果及び調査書その他必要な書類を資料として行う。

(再募集)

2013 定時制の課程及び通信制の課程において、合格者が募集定員に満たない場合には、所管教育委員会に届け出て、更に募集を行うことができる。

第3 調査書・学年学習評定一覧表等

(調査書作成委員会の設置)

- 3001 中学校には、調査書作成委員会を設ける。
- 3002 調査書作成委員会は、中学校ごとに、校長、教頭、第3学年の学年主任及び学級担任その他必要な教員をもって組織する。
- 3003 調査書作成委員会は、調査書(様式1)及び学年学習評定一覧表(様式2)を作成する。

(調査書の作成)

- 3004 調査書は、「小学校児童指導要録、中学校生徒指導要録並びに市立盲学校及び養護学校の小学部児童指導要録、中学部生徒指導要録の改善等について」(平成13年8月7日付け教義第749号教育長通知)及び「小学校、中学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」(平成22年8月5日付け教義第1491号、教特第1142号教育長通知)等に従って作成された生徒指導要録等に基づいて、厳正かつ客観的に記入しなければならない。

なお、特別支援学級において、生徒指導要録を特別支援学校の中学部生徒指導要録に準じて作成している場合には、それに基づいて記入する。ただし、第3学年の学習の記録の評定については、第3006項(2)による。

- 3005 名前については、外国人の場合、住民基本台帳に記載された名前を記入し、通称名は志願者名の欄の余白に()をつけて記入する。

- 3006 各教科の学習の記録については、次のとおりとする。

(1) 第1、第2学年の評定は、生徒指導要録に基づき、5～1の5段階とする。

(2) 第3学年の評定は、平成30年1月以降において、第1、第2学期の成績を十分参考にして行う。この場合、生徒全員について、教科ごとに、5段階とする。

(3) 登校する意志があるにもかかわらず、やむを得ない事由により中学校における第3学年の出席日数が40日未満の者についても、上記(2)に基づいて評定を行うことを原則とする。ただし、資料が整わないために上記(2)に基づく評定が困難な場合は、当該生徒の各教科に対する関心・意欲や知識・理解の程度等を勘案して評価の高いものをaとし、以下順にb、c、d、eの記号を用いて5段階の評定を行い、その評定を朱書するとともに、「参考事項」の欄に「a、b、c、d、e評定」と朱書する。

この場合、中学校長からの副申書(様式3)及び中学校長印を押印した本人自筆の自己申告書(様式4)を調査書に添えて提出することとする。

(4) 過年度卒業者については、生徒指導要録に記載した記録を記入する。この場合、第3学年の評定は朱書し、「参考事項」の欄に「○年度卒」と朱書する。

(5) 県外の中学校から出願する者の第3学年の評定は、その所在する都道府県の公立高等学校入学者選抜要綱に基づいて行った評定を朱書し、「参考事項」の欄にその旨を朱書する。

(6) 第3学期に転入したため、その中学校での5段階評定ができない場合は、前の中学校の第2学期末の評定を朱書し、「参考事項」の欄にその旨を朱書する。

また、第3学期になってからの海外からの帰国や施設からの編入学のため、その中学校での5段階評定ができない場合にも、上記の取扱いに準じて記入する。

(7) 「総合的な学習の時間」における学習の活動及びその成果について顕著なものがあれ

ば、「参考事項」の欄に簡潔に記載する。

(8)「参考事項」の欄には、上記(3)～(7)に関するもののほか、次の事項等で該当するものについて記入する。

ア 中学校生徒指導要録の「各教科の学習の記録」に照らして、「観点別学習状況」の評価等における顕著な事項

イ 成績の変動の特に著しい者についての特記事項

ウ 特に優れている教科についての特記事項

3007 出欠の記録については、次のとおりとする。

(1) 第3学年の出欠の記録は、平成30年1月末日までのものを記入する。

(2) 「欠席の主な理由」の欄には、欠席理由の主なものを記入する。

3008 特別活動の記録等については、次のとおりとする。

(1) 生徒会・学級会の委員経験、学級活動・生徒会活動・学校行事等特別活動、部活動、学校外における活動の成果、ボランティア活動等のうち顕著なものがあれば記入する。

(2) 第4119項(4)の事項に関して、中学校が「特別活動、部活動等に関する特別取扱い」を希望する場合は、その活動の記録、成績、意欲等について具体的に朱書する。

(3) その他、調査書の各項目に関して特に参考となることがあれば記入する。

(学年学習評価一覧表の作成)

3009 学年学習評価一覧表は、中学校の第3学年の全員について記入する。特別支援学級から出願する者がある場合には、通常の学級と特別支援学級とに分けてそれぞれ作成する。

また、県外の中学校から出願する場合には、その所在する都道府県の公立高等学校入学者選抜要綱に基づいて作成した学年学習評価一覧表を提出する。

3010 学習の評価合計の人数分布は、第3学年で5段階評価をした者全員について、それぞれの合計の数ごとの人数を記入する。

第4 学力検査実施要領（多部制については第7による）

1 志願者の取扱い

（実施学科・募集定員等）

4101 学力検査を実施する学校・学科は、第 6101 項表 2 の学科及び通信制の課程を除くすべての学校・学科とする。

4102 学力検査により入学を許可する者の数は、各高等学校の募集定員から推薦入学又は特色選抜による合格者数を減じた人数とする。ただし、この場合の募集定員には、推薦入学のみ募集する普通科コースは含まない。

（出願資格）

4103 入学を志願することのできる者は、平成 30 年 3 月に中学校を卒業する見込みの者並びに学校教育法第 57 条及び同施行規則第 95 条に規定する者とする。

4104 全日制の課程を志願する者については、志願先高等学校の通学区域内に保護者（本人に対して親権を行う者をいい、親権を行う者がいないときは、本人の後見人をいう。以下同じ。）とともに居住している者に限る。ただし、県外からの転居又は他の通学区域への転居が確定している者、県外の中学校卒業見込みの者及び卒業者等、特別の事情がある場合は、第 11 による。

（出願手続）

4105 志願者は、1 校 1 学科に限り出願することができる。この場合の取扱いについては次のとおりとする。ただし、複数志願選抜の出願については第 4302 項及び第 4303 項による。

(1) 複数の学科の募集定員を一括して選抜する場合は、それらの複数の学科をあわせて 1 学科として取り扱う。

(2) 1 つの学科を複数の部に分けて選抜する場合は、それぞれの部を 1 学科として取り扱う。

4106 志願者は、異なる課程を併願することはできない。

4107 全日制の課程又は定時制の課程の志願者は、次の書類及び高等学校の各設置者が定める入学考査料を、平成 30 年 2 月 22 日（木）から 2 月 26 日（月）まで（土曜・日曜を除く。）の間に、出身中学校長を経て志願先高等学校長に提出しなければならない。受付時間は、全日制については 9:00～16:30（2 月 26 日（月）は 9:00～12:00.）とし、定時制については 14:00～19:00 とする（以下、年表示のない日付は平成 30 年を示す。）。

なお、志願先高等学校長へは郵送による提出も可とし、その場合は、配達日指定（2 月 22 日（木）又は 2 月 23 日（金））の簡易書留にしなければならない（封筒表面に「願書在中」と朱書すること。）。また、受検票の送付用として 362 円分の切手（速達料金を含む。返送する受検票が多い場合は、その重量に応じた切手。）を貼り、送付先を記入した返信用定形長 3 号封筒（12cm×23.5cm）を同封する。

【提出書類】

(1) 入学願書・受検票（様式 5 の A）

(2) 過年度卒業者で全日制の課程の学科を志願する場合は、住民票記載事項証明書（様式 6）

(3) 第 4104 項の保護者が後見人の場合は、中学校長が確認した旨の副申書（様式自由）

- (4) 志願先高等学校長が発行した入学志願承認書(第 11101 項及び第 11201 項に該当する者に限り必要。)
- (5) 写真票(様式 7)(第 4121 項により求められた場合に限り必要。)
- (6) その他志願先高等学校長が必要とする書類

(入学考査料)

4108 入学考査料は、下表に従って納入する。

設置区分	課程	金額	納入方法
県立高等学校	全日制	2,200 円	兵庫県収入証紙を入学願書の所定の欄に貼付する(消印のあるものは無効。)
	定時制	950 円	
市立高等学校	全日制	2,200 円	志願先高等学校に現金により直接納入する。ただし、郵送による出願の場合は、入学考査料分の定額小為替を同封する。
	定時制	尼崎市立は 950 円 神戸市立は 300 円	

(特別出願)

4109 第 4107 項の出願期間にかかわらず、県外から保護者の転勤等正当な理由によって第 11205 項により本県の公立高等学校志願の許可を受けた者は、3 月 1 日(木)及び 3 月 2 日(金)においても特別に出願することができる(以下、「特別出願」という。)。志願先高等学校長へは郵送による提出も可とし、その場合は配達日指定(3 月 1 日(木))の簡易書留にしなければならない(封筒表面に「願書在中」と朱書すること。)。また、受検票の送付用として 362 円分の切手(速達料金を含む。返送する受検票が多い場合は、その重量に応じた切手。)を貼り、送付先を記入した返信用定形長 3 号封筒(12cm×23.5cm)を同封する。

なお、定時制の課程にあつては、第 11 の 2 の手続を省略して特別出願ができる。

受付時間は、全日制については 9:00~16:30 とし、定時制については 14:00~19:00 とする。

(志願変更)

4110 全日制の課程又は定時制の課程の志願者は、志願変更の期間内に 1 回に限り、志願校、志願課程及び志願学科を変更することができる。

このための手続は次のとおりとする。この場合、郵送は認めない。

(1) 志願変更の取扱期間は、2 月 28 日(水)から 3 月 2 日(金)までとする。受付時間は、全日制については 9:00~16:30(3 月 2 日(金)は 9:00~12:00。)とし、定時制については 14:00~19:00 とする。

(2) 志願変更する者は、志願変更願(甲)・(乙)(単独で選抜を実施する高等学校へ志願変更する場合は、様式 8 の A。複数志願選抜実施校へ志願変更する場合は、様式 8 の B。)を、出身中学校長を経て、先に出願した高等学校長に提出し、所定の証明を受けた乙票及び先に提出した第 4107 項の書類(ただし、入学願書はその写し。)の返還を受けて、志願変更先の高等学校長(複数志願選抜の場合は、第 1 志望の高等学校長とする。以下同じ。)に提出する。

なお、先に出願した高等学校の受検票は、その高等学校に返還しなければならない。

(3) 第 11101 項及び第 11201 項に該当する者は、先に出願した高等学校長から証拠書類の返還を受け、志願変更先の高等学校長に提出し、審査を受けなければならない。

(4) 志願変更の場合の入学検査料については、第 4108 項による。

県立高等学校における同一課程間の志願変更の場合及び全日制の課程から定時制の課程に志願変更する場合は、改めて入学検査料を要しない。定時制の課程から全日制の課程に志願変更する場合は、入学検査料の差額を納入する。

県立高等学校から市立高等学校に志願変更する場合及び市立高等学校から県立高等学校に志願変更する場合は、改めて入学検査料を納入する。ただし、先に納入した入学検査料は還付しない。市立高等学校間の志願変更の場合の入学検査料は、所管教育委員会の定めるところによる。

(検査場所・日程等)

4111 学力検査は、各高等学校において実施し、志願者は原則として志願先の高等学校において受検する。

4112 学力検査の期日は、3月12日(月)とし、その時間表は、次のとおりとする。ただし、第 2009 項により実施する面接は、3月13日(火)にも実施できる。

また、総合学科における実技検査は、3月13日(火)に実施する。

8:20 ~	集 合
8:30 ~ 8:40	注 意
9:00 ~ 9:50	国 語
10:05 ~ 10:55	数 学
11:10 ~ 12:00	社 会
12:50 ~ 13:40	理 科
13:55 ~ 14:45	英 語

なお、「英語」のうち聞き取りテストは、「英語」開始直後に行い、10分程度とする。

また、「国語」、「数学」、「社会」、「理科」、「英語」の配点は、各教科100点、総配点500点とする。

(中学校長の任務)

4113 中学校長は、次の(1)～(4)の書類を、下表に従って提出する。

書 類	受付期間 月 日	時 間		提出先
		全日制	定時制	
(1) 第 4107 項の書類 (入学願書等) <郵送可>	2月22日(木)	9:00～16:30	14:00～19:00	志 願 先 高等学校
	2月23日(金)	9:00～16:30		
	2月26日(月)	9:00～12:00		
(2) 第 4110 項の書類 (志願変更願等) <郵送不可>	2月28日(水)	9:00～16:30		
	3月1日(木)	9:00～16:30		
	3月2日(金)	9:00～12:00		
(3) 調査書(様式1) <郵送可>	3月5日(月)	9:00～16:30		
	3月6日(火)	9:00～16:30		
(4) 学年学習評定一覧表 (様式2) <郵送可>	3月5日(月)	9:00～16:30	14:00～19:00	志 願 先 高等学校
	3月6日(火)	9:00～16:30	14:00～19:00	
	3月5日(月)	9:00～17:00		神戸市教委 各教育事務所 高校教育課
	3月6日(火)	9:00～17:00		

※ 第 4109 項に定める特別出願により出願する場合、(1)の書類の受付期間は、3月1日(木)及び3月2日(金)、受付時間は、全日制については9:00～16:30とし、定時制については14:00～19:00とする。その際、第 4107 項(4)の入学志願承認書に代えて特別出願許可書を提出する。

4114 前項(1)～(4)の書類は、中学校長が志願先高等学校長に提出する。

前項(4)の書類は、志願先高等学校長への提出分とは別に、県教育委員会事務局への提出分1部を作成し、神戸市立中学校長は神戸市教育長に、神戸市以外の県内公立中学校長は所管の県教育委員会教育事務所に提出する。また、国立中学校長、国公立特別支援学校長、私立中学校長及び県外の中学校長は、県教育委員会事務局高校教育課長に提出する。ただし、通信制の課程及び過年度卒業生のみが出願している高等学校については提出を必要としない。

なお、前項(4)の書類は、県外の中学校長においては、その中学校の所在する都道府県の公立高等学校入学者選抜要綱に基づいて作成したものを提出する。

前項(3)、(4)の書類を郵送する場合は、それぞれ受付最終日必着とし、書留にしなければならない。

4115 中学校長は、受検において特別措置が必要と判断される生徒がいる場合は、事前に志願先高等学校長と十分に連絡・協議を行う。

なお、「英語」の聞き取りテストにおける特別措置願(様式9)については、第 4107 項の提出書類に準じて提出する。

(県教育委員会教育事務所長の任務)

4116 教育事務所長は、各中学校長から提出された学年学習評定一覧表を取りまとめ、3月

9日（金）までに県教育委員会事務局高校教育課長に提出する。

なお、神戸市教育長の上記書類に対する取扱いも、これに準じる。

4117 教育事務所長は、第12にかかわる本県教育長の証明等に関する事務を取り扱う。

（高等学校長の任務）

4118 高等学校長は、募集要項を作成し、その1部を平成29年11月10日（金）までに県教育委員会事務局高校教育課長に提出する。

4119 高等学校長は、その募集要項に、次の事項を明示しなければならない。

(1) 学科別募集定員（複数の学科の募集定員を一括して選抜する場合は、その内容を含む。）

(2) 教育目標

(3) 教育課程上の特色

(4) 調査書の特別活動、部活動等における顕著な内容を評価して特別に取り扱う場合の内容（「特別活動、部活動等に関する特別取扱い」を実施する高等学校のみ。）

(5) 学力検査の各教科別得点の簡易開示の実施方法等

(6) その他必要な事項

4120 高等学校が前項(4)の事項を募集要項に明示する場合は、その内容が当該高等学校の特色づくりに合致するものであり、かつ、当該生徒が入学後、その特性を更に伸長させることのできる教育計画が準備されているものとする。

なお、高等学校長は、その内容について事前に所管教育委員会と協議しなければならない。

4121 高等学校長が必要と認める場合は、志願者に対して写真の提出を求めることができる。この場合、写真の大きさは、縦40mm、横30mmとする。

4122 高等学校長は、志願者総数等を、毎日、県教育委員会事務局高校教育課長に報告しなければならない。ただし、第4109項による県外からの特別出願については、出願者があった学校のみ、3月2日（金）に報告するものとする。これらの報告の方法については、別途指示する。

4123 高等学校長は、願書・志願変更受付期間中、毎日、その学校の学科別の志願者総数を学校内に掲示する。

4124 高等学校長は、中学校長から受検における特別措置について連絡・協議があった場合は、別途指示するところにより、県教育委員会事務局高校教育課長と協議する。ただし、市立高等学校長にあっては、所管教育委員会を通じて協議する。

なお、第4115項の「英語」の聞き取りテストにおける特別措置願を受理した場合は、障害の程度に応じて適切な措置をとらなければならない。その措置については、別途指示する。

4125 高等学校長は、別途指示する方法に従って3月11日（日）に学力検査問題を受領する。

4126 高等学校長は、学力検査問題等の関係書類を、入学者選抜事務の開始から合格者の発表までの間、厳重に保管しなければならない。その際、検査問題等の受領から採点終了までは、学力検査問題等保管責任者2名を定める。

4127 高等学校長は、学力検査の各教科別得点の簡易開示の実施方法等を受検者に周知しなければならない。その内容については、別途指示する。

（中学校卒業程度認定試験合格者）

4128 第4103項及び第4104項に該当する者のうち、就学義務猶予免除者等で中学校卒業程度

認定試験に合格した者（以下、「中学校卒業程度認定試験合格者」という。）が志願する手続は次のとおりとする。

(1) 第 4107 項に示した書類とともに、文部科学省が発行する中学校卒業程度認定試験合格者に係る調査書を直接志願先高等学校長へ提出することとし、第 4113 項(3)に示す調査書の提出は必要としない。

(2) 第 11201 項から第 11204 項により、志願先高等学校長の入学志願承認を得なければならない。

4129 中学校卒業程度認定試験合格者の受検者に対しては、面接を実施する。

(注意事項)

4130 高等学校長及び中学校長は、高等学校の各設置者の教育委員会が定めた通学区域に関する規則の趣旨に従い、入学願書の受付その他の手続については、特に正確を期さなければならない。

なお、これらの通学区域に関する規則に違反した場合は、高等学校長はその生徒の入学を取り消すものとする。また、高等学校入学後一家転住等で他学区へ移った場合は、転居先学区内の高等学校へ転校の手続を取らせなければならない。

2 学力検査の実施

(入学者選抜実施本部の設置)

4201 入学者の選抜は、複数志願選抜又は各高等学校単独で行う。

複数志願選抜については、第 4101 項から第 4221 項のほか、第 4301 項から第 4338 項による。

4202 各高等学校は、入学者選抜を厳正に実施する責任体制を明確にするため、入学者選抜実施本部を設ける。入学者選抜実施本部長は、高等学校長とし、入学者選抜の実施に係る業務を総括する。

4203 各高等学校の入学者選抜実施本部には、合否判定委員会を設ける。

4204 各高等学校における合否判定委員会は、その高等学校長が委員長、教頭が副委員長となり、その高等学校の教職員の中から校長が任命した委員をもって組織する。

4205 合否判定委員会には、次の作業グループを設ける。

合否判定資料作成グループ

調査書審査グループ

学力検査成績審査グループ

面接グループ（面接を実施する高等学校のみ。）

実技検査審査グループ（総合学科の高等学校のみ。）

4206 各高等学校における合否判定資料作成グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長 1 名及びメンバー若干名をもって組織する。

4207 各高等学校における調査書審査グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長 1 名及びメンバー若干名をもって組織する。

4208 各高等学校における学力検査成績審査グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長 1 名及びメンバー若干名をもって組織する。

4209 面接グループは、面接を実施する高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長 1 名及びメンバー若干名をもって組織する。

4210 各高等学校における実技検査審査グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長 1 名及びメンバー若干名をもって組織する。

(合否の判定)

4211 単独で選抜を行う高等学校の合否判定委員会は、第 4212 項により、その高等学校の合否を判定する。

4212 単独で選抜を行う高等学校は、判定資料（A）、（B）、（C）をもとに、次の(1)～(5)のとおり合否判定を行う。

判定資料（A）・・・調査書の各教科の学習の記録の第 3 学年の、「国語」、「社会」、「数学」、「理科」、「外国語」の 5 教科の評定の和を 4 倍した値と、「音楽」、「美術」、「保健体育」、「技術・家庭」の 4 教科の評定の和を 7.5 倍した値との総和（総配点 250 点）による資料（別表 1 の評定換算表参照。）

判定資料（B）・・・調査書の各教科の学習の記録以外の諸記録を総合した資料

判定資料（C）・・・学力検査（各教科 100 点、総配点 500 点）の結果を県教育委員会の定めた方法によって採点し、それを 0.5 倍した資料

(1) 判定資料（A）と（C）とを同等に取り扱い、合否を判定する。その際、判定資料

(B) は参考として用い、総合判定となるよう留意する。ただし、過年度卒業者については、判定資料 (C) を重視して合否の判定を行う。

なお、面接を実施したときは、その結果を合否判定の資料に加えることができる。

(2) 第 3006 項(3)において評定を朱書された者については、判定資料 (C) を重視して合否の判定を行う。この場合、判定資料 (A)、(B) 及び自己申告書を参考として用い、中学校長からの副申書を勘案して、総合判定となるよう留意する。

(3) 県外からの受検者の場合等、判定資料 (A) が条件・事情を異にする場合には、適切な配慮のもとに合否の判定を行う。

(4) 中学校卒業程度認定試験合格者については、学力検査及び文部科学省が発行する中学校卒業程度認定試験合格者に係る調査書により合否を判定する。その際、面接結果を参考として用い、総合判定となるよう留意する。

(5) 募集要項に「特別活動、部活動等に関する特別取扱い」を明示した高等学校が、これを行う場合の判定資料 (A)、(C) の取扱いは、当該高等学校の合否判定の境界線に当たる点数からこの点数の 10% に当たる点数を減じた点数を合格の下限として、特別に合否の判定を行う。

(合否判定資料の作成)

4213 合否判定資料作成グループは、判定資料 (A)、(B)、(C) 及び面接結果 (面接を実施した高等学校のみ。) をもとに、合否判定委員会が必要とする資料を作成する。

なお、資料作成にコンピュータを活用する場合には、データの点検を十分行うとともに、コンピュータ及びデータ等の管理・保管に十分留意する。

(調査書の審査)

4214 調査書審査グループは、調査書の記載事項を厳正に審査し、次の判定資料を作成する。この場合、審査の公平厳正を期するため、1 調査書につき 3 名以上が審査に当たる。

(1) 判定資料 (A)

「社会」、「理科」等学年によって分野別に学習する教科にあつては、第 1、第 2 学年の学習の記録も十分参考にする。

(2) 判定資料 (B)

(学力検査成績の審査)

4215 学力検査成績審査グループは、判定資料 (C) を作成する。

なお、採点・点検については、別途指示する。

(面接の審査)

4216 面接グループは、審査の公平厳正を期するため、2 名以上が面接に当たり、その結果に基づいて判定資料を作成する。

(実技検査の審査)

4217 実技検査審査グループは、実技検査の実施、採点及び判定資料の作成等を行う。

4218 実技検査審査グループは、実技検査 (1 教科 100 点) を県教育委員会が定めた方法によって採点する。この場合、審査の公平厳正を期するため、1 教科につき 5 名以上が採点・点検等に当たる。

(合格者の決定・発表等)

4219 高等学校長は、合否判定委員会の判定に基づいて合格者を決定する。

4220 合格者の発表は、3 月 19 日 (月) とし、校内に受検番号を掲示して行う。その時間は高等学校長又は複数志願選抜管理委員会が決定する。

なお、合否の結果を合格者の発表以前に外部に連絡することは一切しない。

4221 高等学校長は、学力検査についての調査の結果を、別途指示する様式により、3月26日（月）までに県教育委員会事務局高校教育課長に報告する。

3 複数志願選抜

(実施校等)

4301 複数志願選抜は、下表に定める高等学校を対象とし、学区ごとに実施する。

学区	普通科 [学年制]	普通科 [単位制]	総合学科
第1学区	東灘・御影・神戸・夢野台・兵庫・神戸 鈴蘭台・神戸北・長田・須磨東・星陵・ 舞子・伊川谷北・伊川谷・神戸高塚・洲 本・津名・淡路三原・市立葺合	北須磨 芦屋 市立六甲アイ ランド	神戸甲北 須磨友が丘 淡路 市立須磨翔風
第2学区	尼崎小田・尼崎・尼崎北・尼崎西・伊丹・ 伊丹西・川西緑台・川西明峰・川西北陵・ 猪名川・鳴尾・西宮北・西宮甲山・西宮 南・宝塚・宝塚東・宝塚北・宝塚西・北 摂三田・三田西陵・柏原・篠山鳳鳴・市 立尼崎・市立尼崎双星・市立西宮・市立 西宮東・市立伊丹	尼崎稲園 西宮 三田祥雲館	武庫荘総合 伊丹北 西宮今津 有馬
第3学区	明石・明石北・明石城西・明石清水・明 石西・加古川東・加古川西・高砂・高砂 南・松陽・東播磨・播磨南・西脇・三木・ 三木北・小野・吉川・社・多可・北条	加古川北	明石南 加古川南 三木東
第4学区	姫路別所・姫路西・姫路飾西・姫路南・ 網干・家島・相生・龍野・赤穂・福崎・ 神崎・夢前・伊和・上郡・佐用・山崎 ・市立姫路・市立琴丘・市立飾磨	姫路東	太子 香寺
第5学区	豊岡・出石・浜坂・村岡・八鹿・生野・ 香住	—	豊岡総合 和田山

(出願手続)

4302 志願者は1校1学科に限り第1志望校に出願することができる。

その際、入学願書により、第1志望校以外に第2志望校を志願できる。

4303 志願者は、次の書類及び高等学校の各設置者が定める入学考査料を、2月22日(木)から2月26日(月)まで(土曜・日曜を除く。)の間に、出身中学校長を経て第1志望の高等学校長に提出しなければならない。受付時間は、9:00~16:30(2月26日(月)は9:00~12:00。)とする。

なお、志願先高等学校長へは郵送による提出も可とし、その場合は、配達日指定(2月22日(木)又は2月23日(金))の簡易書留にしなければならない(封筒表面に「願書在中」と朱書すること)。また、受検票の送付用として362円分の切手(速達料金を含む。返送する受検票が多い場合は、その重量に応じた切手。)を貼り、送付先を記入した返信用定形長3号封筒(12cm×23.5cm)を同封する。

【提出書類】

- (1) 入学願書・受検票(様式5のB)
- (2) 住民票記載事項証明書(様式6)(過年度卒業者のみ必要。)
- (3) 第4104項の保護者が後見人の場合は、中学校長が確認した旨の副申書(様式自由)
- (4) 志願先高等学校長が発行した入学志願承認書(第11101項及び第11201項に該当する者)

に限り必要。)

(5) 総合学科実技検査教科届・写真票(様式10)(実技検査を受検する場合に限り必要。)

(6) その他志願先高等学校長が必要とする書類

(隣接区域への出願)

4304 隣接区域への出願が認められている市区町に居住する者が出願する際、第2志望校は、居住地のある学区又は隣接区域(複数の隣接区域がある場合は、いずれか一区域。)のうち、第1志望校と同じ学区又は隣接区域から選ばなければならない(別表2の隣接区域参照。)

(志願変更)

4305 志願者は志願変更の期間内に1回に限り、志願校、志願課程及び志願学科を変更することができる。ただし、複数志願選抜実施校間における志願変更については、第2志望のみ変更できるものとする。

このための手続は次のとおりとする。この場合、郵送は認めない。

(1) 志願変更の取扱期間は、2月28日(水)から3月2日(金)までとする。受付時間は、全日制については9:00~16:30(3月2日(金)は9:00~12:00。)とし、定時制については14:00~19:00とする。

(2) 志願変更する者は、志願変更願(甲)・(乙)(単独で選抜を実施する高等学校へ志願変更する場合は、様式8のA。複数志願選抜実施校へ志願変更する場合は、様式8のB。)を、出身中学校長を経て、先に出願した高等学校長に提出し、所定の証明を受けた乙票及び先に提出した第4303項の書類(ただし、入学願書はその写し)の返還を受けて、志願変更先の高等学校長に提出する。

なお、先に出願した高等学校の受検票は、その高等学校に返還しなければならない。

また、複数志願選抜の第2志望を変更する場合は、志願変更願(甲)・志願変更願受理書(様式8のC)を、出身中学校長を経て、第1志望の高等学校長に提出する。この際に志願変更により新たに必要となる書類(総合学科実技検査教科届・写真票(様式10)等)がある場合には、その書類を添付して提出すること。

(3) 第11101項及び第11201項に該当する者は、先に出願した高等学校長から証拠書類の返還を受け、志願変更先の高等学校長に提出し、審査を受けなければならない。

(4) 志願変更の場合の入学考査料については、第4108項による。

県立高等学校における同一課程間の志願変更の場合及び全日制の課程から定時制の課程に志願変更する場合は、改めて入学考査料を要しない。定時制の課程から全日制の課程に志願変更する場合は、入学考査料の差額を納入する。

県立高等学校から市立高等学校に志願変更する場合及び市立高等学校から県立高等学校に志願変更する場合は、改めて入学考査料を納入する。ただし、先に納入した入学考査料は還付しない。市立高等学校間の志願変更の場合の入学考査料は、所管教育委員会の定めるところによる。

(学力検査の場所・日程等)

4306 学力検査は、各高等学校において実施し、志願者は原則として第1志望の高等学校において受検する。

4307 学力検査の期日は、3月12日(月)とし、その時間表は、次のとおりとする。

8:20 ~	集 合
8:30 ~ 8:40	注 意
9:00 ~ 9:50	国 語
10:05 ~ 10:55	数 学
11:10 ~ 12:00	社 会
12:50 ~ 13:40	理 科
13:55 ~ 14:45	英 語

なお、「英語」のうち聞き取りテストは、「英語」開始直後に行い、10分程度とする。
また、「国語」、「数学」、「社会」、「理科」、「英語」の配点は、各教科100点、総配点500点とする。

(総合学科の実技検査)

4308 総合学科のみを志望し、実技検査での受検を希望する者は、出願時に「音楽」、「美術」、「保健体育」、「技術・家庭」の4教科の実技検査のうちの希望する1教科を届け、学力検査のうちの1教科に代替することができる。

実技検査の受検を希望する者は、出願時に総合学科実技検査教科届・写真票(様式10)により届け出る。ただし、実技検査を受検する者は、受検を希望する教科の調査書の学習の記録が、代替する教科に比べておおむね良好であること。

(実技検査の場所・日程等)

4309 実技検査は、学区ごとにそれぞれの教科について1校で実施する。実技検査を実施する高等学校については、次のとおりとする。

学 区	音 楽	美 術	保健体育	技術・家庭
第1学区	淡路	須磨友が丘	淡路	須磨友が丘
第2学区	伊丹北	伊丹北	武庫荘総合	武庫荘総合
第3学区	三木東	明石南	明石南	三木東
第4学区	香寺	太子	太子	香寺
第5学区	豊岡総合	豊岡総合	和田山	豊岡総合

4310 実技検査の期日は3月13日(火)とし、その時間表は次のとおりとする。

10:00 ~	集 合 ・ 注 意
10:45 ~	実 技 検 査

(高等学校長の任務)

4311 高等学校長は、募集要項を作成し、その1部を平成29年11月10日(金)までに県教育委員会事務局高校教育課長に提出する。

4312 高等学校長は、その募集要項に、次の事項を明示しなければならない。

- (1) 学科別募集定員(複数の学科の募集定員を一括して選抜する場合は、その内容を含む。)
- (2) 教育目標
- (3) 教育課程上の特色
- (4) 学力検査の各教科別得点の簡易開示の実施方法等

(5) その他必要な事項

4313 高等学校長は、第1志望の志願者総数等を、毎日、県教育委員会事務局高校教育課長に報告しなければならない。

また、複数志願選抜管理校は第2志望校の志願者数等について同様に報告しなければならない。ただし、第4109項による県外からの特別出願については、出願者があった学校のみ、3月2日（金）に報告するものとする。これらの報告の方法については、別途指示する。

4314 高等学校長は、願書・志願変更受付期間中、毎日、その学校の学科別の志願者総数を学校内に掲示する。

4315 高等学校長は、中学校長から受検における特別措置について連絡・協議があった場合は、別途指示するところにより、県教育委員会事務局高校教育課長と協議する。ただし、市立高等学校長にあっては、所管教育委員会を通じて協議するものとする。

なお、第4115項の「英語」の聞き取りテストにおける特別措置願を受理した場合は、障害の程度に応じて適切な措置をとらなければならない。その措置については、別途指示する。

4316 高等学校長は、別途指示する方法に従って3月11日（日）に学力検査問題を受領する。

4317 高等学校長は、学力検査問題等の関係書類を、入学者選抜事務の開始から合格者の発表までの間、厳重に保管しなければならない。その際、検査問題等の受領から採点終了までは、学力検査問題等保管責任者2名を定める。

4318 高等学校長は、学力検査の各教科別得点の簡易開示の実施方法等を受検者に周知しなければならない。その内容については、別途指示する。

(複数志願選抜管理委員会の設置)

4319 複数志願選抜を実施するため、各高等学校に第4202項から第4210項に定める組織を設けるほか、各学区に複数志願選抜管理委員会を設ける。

4320 複数志願選抜管理委員会の業務を円滑に運営するため、複数志願選抜を実施する高等学校から管理校を定める。

4321 複数志願選抜管理委員会の委員は、関係高等学校長とし、委員長は管理校の校長とする。

4322 複数志願選抜管理委員会には、合否判定委員会を設ける。

4323 複数志願選抜管理委員会の合否判定委員会は、関係高等学校長をもって組織し、複数志願選抜管理委員会委員長が合否判定委員会を運営する。委員長は、必要に応じて補助委員を任命することができる。

4324 複数志願選抜管理委員会の合否判定委員会には、次の作業班を設ける。

合否判定資料作成班

調査書審査班

学力検査成績審査班

実技検査審査班

4325 合否判定資料作成班は、関係高等学校の合否判定資料作成グループの教員の中から関係高等学校長が任命したメンバーで組織し、班長を置く。この場合、メンバーの数は原則として各校同数とする。

4326 調査書審査班は、関係高等学校の調査書審査グループの教員の中から関係高等学校長が任命したメンバーで組織し、班長を置く。この場合、メンバーの数は原則として各校同数とする。

4327 学力検査成績審査班は、関係高等学校の学力検査成績審査グループの教員の中から関係高等学校長が任命したメンバーで組織し、班長を置く。この場合、メンバーの数は原則として各校同数とする。

4328 実技検査審査班は、関係高等学校長及び関係高等学校の実技検査審査グループの教員の中から関係高等学校長が任命したメンバーで組織し、班長を置く。

(作業班の任務)

4329 第 4324 項に定める各作業班は、第 4213 項から第 4218 項に定める各作業グループの任務に準じた任務を、複数志願選抜管理委員会の合否判定委員会において行う。

(合否の判定)

4330 複数志願選抜管理委員会の合否判定委員会は、第 4331 項により、関係高等学校の合否を判定する。

複数志願選抜を行う高等学校の合否判定委員会は、複数志願選抜管理委員会の合否判定委員会を構成し、その高等学校の合否を判定する。

4331 合否判定は、次のとおりとする。

(1) 合格者の決定は、判定資料 (A) と (C) の合計点 (以下、「素点」という。) を基本として行う。その際、判定資料 (B) は参考として用い、総合判定となるよう留意する。

ただし、過年度卒業者については、判定資料 (C) を重視して合否の判定を行う。

判定資料 (A)・・・調査書の各教科の学習の記録の第 3 学年の、「国語」、「社会」、「数学」、「理科」、「外国語」の 5 教科の評定の和を 4 倍した値と、「音楽」、「美術」、「保健体育」、「技術・家庭」の 4 教科の評定の和を 7.5 倍した値との総和(総配点 250 点)による資料(別表 1 の評価換算表参照。)

ただし、総合学科の場合は、「国語」、「社会」、「数学」、「理科」、「外国語」、「音楽」、「美術」、「保健体育」、「技術・家庭」の各教科の学習の記録の第 3 学年の評定のうち、学力検査及び実技検査で受検する 5 教科(以下「受検教科」という。)の評定の和を 4 倍した値と、受検教科以外の 4 教科の評定の和を 7.5 倍した値との総和(総配点 250 点)による資料(別表 1 の評価換算表参照。)

判定資料 (B)・・・調査書の各教科の学習の記録以外の諸記録を総合した資料

判定資料 (C)・・・学力検査(総合学科における実技検査で 1 教科を代替した場合の実技検査も含み、各教科 100 点、総配点 500 点。)の結果を県教育委員会の定めた方法によって採点し、それを 0.5 倍した資料

(2) 各高等学校の合否判定に当たっては、第 1 志望を優先するために第 1 志望校の合否判定には素点に一定の点数(以下、「第 1 志望加算点」という。)を加算する。

なお、複数志願選抜を実施しない高等学校から、複数志願選抜を実施する高等学校へ志願変更した場合も、第 1 志望加算点を加算する。

(3) 第 1 志望加算点は、学区ごとにそれぞれ次のとおりとする。

- ア 第 1 学区 25 点
- イ 第 2 学区 20 点
- ウ 第 3 学区 25 点
- エ 第 4 学区 30 点
- オ 第 5 学区 30 点

(4) 次の方法により、合格者を決定する。

ア 第1志望は第1志望加算点を加点した点数をもとに、第2志望は素点をもとに、各高等学校ごとに得点の上位の者から順に合格者を決定することを基本とする。

イ 第2志望を志願し、第1志望での合格が決定した受検者については、第2志望の合否判定から除外する。

(5) 第3006項(3)において評定を朱書された者については、判定資料(C)を重視して合否の判定を行う。この場合、判定資料(A)、(B)及び自己申告書を参考として用い、中学校長からの副申書を勘案して、総合判定となるよう留意する。

(6) 県外からの受検者の場合等、判定資料(A)が条件・事情を異にする場合には、適切な配慮のもとに合否の判定を行う。

(7) 中学校卒業程度認定試験合格者については、学力検査及び文部科学省が発行する中学校卒業程度認定試験合格者に係る調査書により合否を判定する。その際、面接結果を参考として用い、総合判定となるよう留意する。

(第5学区の特例)

4332 第5学区における次の高等学校の進学連携中学校は、下表のとおりとする。(進学連携校方式)

高等学校	進学連携中学校
豊岡	豊岡南、豊岡北、港、日高東、日高西、城崎、竹野
出石	出石、但東、日高東、日高西、豊岡南、豊岡北
浜坂	浜坂、夢が丘
村岡	村岡、小代、関宮
八鹿	八鹿青溪、養父、大屋、関宮、和田山、梁瀬
生野	生野、朝来、和田山、梁瀬、(神河)
香住	香住第一、香住第二、竹野、村岡(香美町村岡区のうち長瀬、山田、小城及び境の区域)

(神河)は、隣接区域の中学校

4333 進学連携中学校以外の中学校からの合格者は、各高等学校の学力検査の募集定員の18%以内とする。

4334 第11101項及び第11201項に該当する志願者については、居住地もしくは居住予定地の中学校在籍者に準じて取り扱う。

(合格者の決定・発表)

4335 高等学校長は、合否判定委員会の判定に基づいて合格者を決定する。

4336 合格者の発表は、3月19日(月)とし、校内に受検番号を掲示して行う。その時間は複数志願選抜管理委員会が決定する。

なお、合否の結果を合格者の発表以前に外部に連絡することは一切しない。

4337 高等学校長は、学力検査についての調査の結果を、別途指示する様式により、3月26日(月)までに県教育委員会事務局高校教育課長に報告する。

(その他)

4338 その他必要な事項については、第2、第3、第4の1及び第4の2による。

第5 特色選抜実施要領

(実施校・募集定員等)

5001 特色選抜を実施する高等学校については、別途指示する。

5002 特色選抜により入学を許可する者の数は、各高等学校の募集定員の20%以内(最大は40人とする。)とし、その割合については、別途指示する。

ただし、県立家島高等学校、県立生野高等学校及び県立村岡高等学校は、募集定員の50%以内とする。

(出願資格)

5003 特色選抜を志願することのできる者は、次の条件を満たす者とする。

(1) 平成30年3月に中学校を卒業する見込みの者並びに学校教育法第57条及び同施行規則第95条に規定する者。

(2) 志願先高等学校の通学区域内に保護者とともに居住している者(通学区域を定めない高等学校を除く。)

なお、県立家島高等学校及び県立生野高等学校を志願する者の通学区域は、県下全域とする。

ただし、県外からの転居又は他の通学区域への転居が確定している者、県外の中学校卒業見込みの者及び卒業者等、特別の事情がある場合は、第11による。

(3) 志願する学校を第1志望とする者。

(4) 当該高等学校の特色ある教育内容を理解し、当該高等学校で学習する強い意欲を持っている者。

(5) 当該高等学校長がその特色ある教育内容に応じて定める要件を満たす者。

(出願手続)

5004 特色選抜を志願する者は、次の書類及び高等学校の各設置者が定める入学考査料を2月2日(金)から2月6日(火)まで(土曜、日曜を除く。)の間に、出身中学校長を経て志願先高等学校長に提出しなければならない。受付時間は、9:00~16:30(2月6日(火)は9:00~12:00。)とする。

なお、志願先高等学校長へは郵送による提出も可とし、その場合は配達日指定(2月2日(金)又は2月5日(月))の簡易書留にしなければならない(封筒表面に「願書在中」と朱書すること。)。また、受検票の送付用として362円分の切手(速達料金を含む。返送する受検票が多い場合は、その重量に応じた切手。)を貼り、送付先を記入した返信用定形長3号封筒(12cm×23.5cm)を同封する。

【提出書類】

(1) 入学願書・受検票(様式5のA)

(2) 志願理由書(様式11)

(3) 住民票記載事項証明書(様式6)(過年度卒業者のみ必要。)

(4) 第5003項の保護者が後見人の場合は、中学校長が確認した旨の副申書(様式自由)

(5) 志願先高等学校長が発行した入学志願承認書(第11101項及び第11201項に該当する者に限り必要。)

(6) 写真票(様式7)(高等学校長が必要と認める場合に限り必要。この場合、写真の大きさは、縦40mm、横30mmとする。)

(7) その他志願先高等学校長が必要とする書類

5005 中学校長は、調査書（様式1）を出願する高等学校ごとにとりまとめ、2月2日（金）から2月6日（火）まで（土曜、日曜を除く。）の間に、志願先高等学校長に提出する。受付時間は前項による。

5006 特色選抜を志願する者の調査書の作成は、第3による。ただし、この場合、第3006項(3)に基づいて「a、b、c、d、e 評定」を行うことはできない。

（入学考査料）

5007 入学考査料は、下表に従って納入する。

設置区分	金額	納入方法
県立高等学校	2,200 円	兵庫県収入証紙を入学願書の所定の欄に貼付する（消印のあるものは無効。）
市立高等学校	2,200 円	志願先高等学校に現金により直接納入する。ただし、郵送による出願の場合は、入学考査料分の定額小為替を同封する。

（面接・実技検査等）

5008 特色選抜により志願する者に対しては、面接を実施する。また、必要に応じて、実技検査、小論文（作文）を実施することができる。

5009 面接は、志願理由書の記載内容を参考に、当該高等学校を志望する動機・理由、興味・関心及び意欲等について試問する。

5010 特色選抜を志願する者に対する面接等の期日は、2月15日（木）とし、その方法及び時間は各高等学校長が決定し、当該高等学校の特色ある教育内容に応じて、志願者の多様な個性や能力、特別活動や学校外の活動等、志願者の長所や優れた点を重視し、多面的に評価できるようなものとする。その具体的な実施方法は、当該高等学校の募集要項に明示する。ただし、1日で実施することが困難な高等学校においては、県教育委員会事務局高校教育課長と協議の上、翌日に実施することができる。

（入学者選抜実施本部の設置）

5011 各高等学校は、入学者選抜を厳正に実施する責任体制を明確にするため、入学者選抜実施本部を設ける。入学者選抜実施本部長は、高等学校長とし、入学者選抜の実施に係る業務を総括する。

5012 各高等学校の入学者選抜実施本部には、合否判定委員会を設ける。

5013 各高等学校における合否判定委員会は、その高等学校長が委員長、教頭が副委員長となり、その高等学校の教職員の中から校長が任命した委員をもって組織する。

5014 合否判定委員会には、次の作業グループを設ける。

書類審査グループ

面接グループ

小論文・実技検査審査グループ（小論文（作文）、実技検査を実施する高等学校のみ。）

5015 書類審査グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長1名及びメンバー若干名をもって組織する。

5016 面接グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長1名及びメンバー若干名をもって組織する。

5017 小論文・実技検査審査グループは、小論文・実技検査を実施する高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長1名及びメンバー若干名をもって組織する。

(合否の判定)

5018 合否判定委員会は、当該高等学校の特色ある教育内容に即して、判定資料(A)、(B)及び合否判定委員会に報告されたその他の諸資料を総合して合否の判定を行う。

判定資料(A)・・・調査書の各教科の学習の記録を、当該高等学校の特色ある教育内容に即して、総合評定した判定資料

判定資料(B)・・・小論文(作文)及び実技検査の結果に基づく判定資料

(書類の審査)

5019 書類審査グループの任務は、次のとおりとする。

(1) 当該高等学校の特色ある教育内容に即して、調査書等、中学校長から提出された書類の記載事項を厳正に審査し、次の判定資料を作成する。この場合、審査の公平厳正を期するため、1書類につき3名以上が審査にあたる。

ア 判定資料(A)

イ 調査書の各教科の学習の記録以外の諸記録に基づく判定資料

(2) (1)によって作成した判定資料を合否判定委員会に報告する。

(面接の審査)

5020 面接グループの任務は、次のとおりとする。

(1) 審査の公平厳正を期するため、2名以上が面接に当たり、その結果に基づいて判定資料を作成する。

(2) (1)によって作成した判定資料を合否判定委員会に報告する。

(小論文・実技検査の審査)

5021 小論文・実技検査審査グループの任務は、次のとおりとする。

(1) 判定資料(B)を作成する。この場合、審査の公平厳正を期するため、各検査につき3名以上が採点に当たる。

なお、小論文(作文)、実技検査を実施しない高等学校にあっては、これに準じて判定資料を作成する。

(2) (1)によって作成した判定資料を合否判定委員会に報告する。

(合格者の決定・発表等)

5022 高等学校長は、合否判定委員会の判定に基づいて合格者を決定する。

5023 合格者の発表は、2月20日(火)とし、14:00～15:00の間に校内に受検番号を掲示して行うとともに、中学校長へ文書で通知する。

なお、合否の結果を合格者の発表以前に外部に連絡することは一切しない。

5024 合格者は、県内公立高等学校に新たに出願することができない。

5025 合格とならなかった者が3月12日(月)に学力検査等を実施する学科へ志願する時は、第4107項により新たに出願する。

(中学校長の任務)

5026 中学校長は、合格者のある場合、「学年学習評定一覧表」(様式2)を志願先高等学校長に、3月5日(月)又は6日(火)の9:00～16:30の間に提出する。また、志願先高等学校長への提出分とは別に、県教育委員会事務局への提出分として1部を作成し、神戸市立中学校長は神戸市教育長に、神戸市以外の県内公立中学校長は所管の県教育委員会教育事

務所長に、国立中学校長、国公立特別支援学校長、私立中学校長及び県外の中学校長は、県教育委員会事務局高校教育課長に、3月5日（月）又は6日（火）の9:00～17:00の間に提出する（学力検査の受検者があるなど、別途、同一の学年学習評定一覧表を提出する場合は、重ねての提出は不要。）。

ただし、過年度卒業者のみが合格した高等学校については提出を必要としない。なお、県外の中学校長においては、その中学校の所在する都道府県の公立高等学校入学者選抜要綱に基づいて作成したものを提出する。

また、郵送する場合は、それぞれ受付最終日必着とし、書留にしなければならない。

（高等学校長の任務）

5027 高等学校長は、募集要項を作成し、その1部を平成29年11月10日（金）までに県教育委員会事務局高校教育課長に提出する。

5028 高等学校長は、願書受付期間中、毎日、その学校の志願者総数を学校内に掲示する。

5029 高等学校長は、特色選抜の志願者総数等を、毎日、県教育委員会事務局高校教育課長に報告しなければならない。その方法については、別途指示する。

5030 高等学校長は、合否判定についての結果を、別途指示する様式により、2月27日（火）までに県教育委員会事務局高校教育課長に報告する。

（その他）

5031 その他必要な事項については、第2、第3、第4の1及び第4の2による。

第6 推薦入学等実施要領

1 専門教育を主とする学科における推薦入学

(実施学科・募集定員等)

6101 推薦入学は、全日制の課程の次の学科について実施し、その選抜は学科ごとにそれぞれ行う。

(表1)

(1) 農業に関する各学科
(2) 工業に関する各学科 (電子機械科を除く。)
(3) 商業に関する各学科 (情報科学科、情報科、会計科及び国際会計科を除く。)
(4) 水産に関する学科
(5) 家庭に関する各学科

(表2)

(6) 工業に関する学科 (電子機械科)
(7) 商業に関する各学科 (情報科学科、情報科、会計科、国際会計科)
(8) 看護に関する学科
(9) 福祉に関する各学科
(10) 理数に関する各学科
(11) 体育に関する学科
(12) 音楽に関する学科
(13) 美術に関する学科
(14) 国際に関する各学科
(15) 演劇に関する学科
(16) 環境防災に関する学科

6102 推薦入学を許可する者の数は、前項表1の各学科については募集定員の50%以内、同項表2の各学科については募集定員の全部とする。ただし、同項表1の各学科においては、学校や学科の実態に応じて30%以内とすることができることとし、その実施校・学科については別途指示する。

6103 国際に関する各学科の志願者のうち、帰国生徒にかかわる推薦入学は第6の6による。

(出願資格・推薦基準)

6104 推薦入学を志願できる者は、次の条件を満たし、中学校長が推薦する者とする。

- (1) 平成30年3月に中学校を卒業する見込みの者並びに学校教育法第57条及び同施行規則第95条に規定する者。
- (2) 志願先高等学校の通学区域内に保護者とともに居住している者。ただし、県外からの転居又は他の通学区域への転居が確定している者、県外の中学校卒業見込みの者及び卒業生等、特別の事情がある場合は、第11による。
- (3) 第6101項に定める学科を第1志望とする者。

(4) 当該学科を志願する動機・理由が明白かつ適切であること。

(5) 当該学科に対する適性及び興味・関心を有すること。

(推薦委員会の設置)

6105 推薦の公平厳正を期するため、中学校に推薦委員会を設ける。

6106 推薦委員会は、校長、教頭、第3学年の学年主任及び学級担任その他必要な教員をもって組織する。

6107 推薦委員会は、推薦入学を志願する者に関する事項を取り扱う。

(出願手続)

6108 推薦入学を志願する者は、次の書類及び高等学校の各設置者が定める入学考査料を、2月2日(金)から2月6日(火)まで(土曜、日曜を除く。)の間に、出身中学校長を経て志願先高等学校長に提出しなければならない。受付時間は、9:00~16:30(2月6日(火)は9:00~12:00。)とする。

なお、志願先高等学校長へは郵送による提出も可とし、その場合は配達日指定(2月2日(金)又は2月5日(月))の簡易書留にしなければならない(封筒表面に「願書在中」と朱書すること)。また、受検票の送付用として362円分の切手(速達料金を含む。返送する受検票が多い場合は、その重量に応じた切手。)を貼り、送付先を記入した返信用定形長3号封筒(12cm×23.5cm)を同封する。

【提出書類】

(1) 推薦入学願書・受検票(様式5のA)

(2) 住民票記載事項証明書(様式6)(過年度卒業者のみ必要。)

(3) 第6104項の保護者が後見人の場合は、中学校長が確認した旨の副申書(様式自由)

(4) 志願先高等学校長が発行した入学志願承認書(第11101項及び第11201項に該当する者に限り必要。)

(5) 写真票(様式7)(高等学校長が必要と認める場合に限り必要。この場合、写真の大きさは、縦40mm、横30mmとする。)

(6) その他志願先高等学校長が必要とする書類

6109 中学校長は、次の書類を出願する高等学校ごとにまとめ、2月2日(金)から2月6日(火)まで(土曜、日曜を除く。)の間に、志願先高等学校長に提出する。受付時間は前項による。

(1) 推薦書(様式12)

(2) 調査書(様式1)

6110 推薦入学を志願する者の調査書の作成は、第3による。ただし、この場合、第3006項(3)に基づいて「a、b、c、d、e評価」を行うことはできない。

(入学考査料)

6111 入学考査料は、下表に従って納入するものとする。

設置区分	金額	納入方法
県立高等学校	2,200円	兵庫県収入証紙を入学願書の所定の欄に貼付する(消印のあるものは無効。)
市立高等学校	2,200円	志願先高等学校に現金により直接納入する。ただし、郵送による出願の場合は、入学考査料分の定額小為替を同封する。

(面接・適性検査等)

- 6112 第 6101 項表 1 の各学科を志願する者に対しては、それぞれの志願先高等学校において面接及び小論文（作文）を実施する。
- 6113 第 6101 項表 2 (6)～(9)の各学科を志願する者に対しては、それぞれの志願先高等学校において面接を実施する。また、必要に応じて適性検査及び小論文（作文）を実施することができる。
- 6114 第 6101 項表 2 (10)～(16)の各学科を志願する者に対しては、それぞれの志願先高等学校において面接を実施する。また、必要に応じて適性検査、実技検査及び小論文（作文）を実施することができる。
- 6115 面接及び小論文（作文）は、当該学科を志願する動機・理由、将来の進路の確認等、当該学科の特色に即して実施する。
- なお、面接に先立って面接調査票を記入させる場合は、様式 13 に準じて各高等学校が作成する。
- 6116 適性検査及び実技検査は、当該学科に対する受検者の適性と将来学習するうえでの能力とを判定できるものとし、その実施方法は、当該高等学校の募集要項に明示する。
- 6117 推薦入学を志願する者に対する面接、適性検査等の期日は、2月15日（木）とし、その方法及び時間は各高等学校長が決定する。ただし、1日で実施することが困難な高等学校においては、県教育委員会事務局高校教育課長と協議の上、適性検査等を翌日に実施することができる。（〔付5〕1の備考を参照のこと。）

(入学者選抜実施本部の設置)

- 6118 各高等学校は、入学者選抜を厳正に実施する責任体制を明確にするため、入学者選抜実施本部を設ける。入学者選抜実施本部長は、高等学校長とし、入学者選抜の実施に係る業務を総括する。
- 6119 各高等学校の入学者選抜実施本部には、合否判定委員会を設ける。
- 6120 各高等学校における合否判定委員会は、その高等学校長が委員長、教頭が副委員長となり、その高等学校の教職員の中から校長が任命した委員をもって組織する。
- 6121 合否判定委員会には、次の作業グループを設ける。
- 書類審査グループ
 - 面接グループ
 - 小論文・適性検査等審査グループ
- 6122 書類審査グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長1名及びメンバー若干名をもって組織する。
- 6123 面接グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長1名及びメンバー若干名をもって組織する。
- 6124 小論文・適性検査等審査グループは、小論文・適性検査等を実施する高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長1名及びメンバー若干名をもって組織する。

(合否の判定)

- 6125 合否判定委員会は、当該学科の特色や教育内容に即して、判定資料（A）、（B）及び合否判定委員会に報告されたその他の諸資料を総合して合否の判定を行う。
- 判定資料（A）・・・調査書の各教科の学習の記録を、当該学科の特色や教育内容に即して、総合評定した判定資料
- 判定資料（B）・・・小論文（作文）、適性検査及び実技検査の結果に基づく判定資料

(書類の審査)

6126 書類審査グループの任務は、次のとおりとする。

(1) 当該学科の特色や教育内容に即して、推薦書、調査書等、中学校長から提出された書類の記載事項を厳正に審査し、次の判定資料を作成する。この場合、審査の公平厳正を期するため、1書類につき3名以上が審査に当たる。

ア 判定資料(A)

イ 調査書の各教科の学習の記録以外の諸記録と推薦書に基づく判定資料

(2) (1)によって作成した判定資料を合否判定委員会に報告する。

(面接の審査)

6127 面接グループの任務は、次のとおりとする。

(1) 審査の公平厳正を期するため、2名以上が面接に当たり、その結果に基づいて判定資料を作成する。

(2) (1)によって作成した判定資料を合否判定委員会に報告する。

(小論文・適性検査等の審査)

6128 小論文・適性検査等審査グループの任務は、次のとおりとする。

(1) 判定資料(B)を作成する。

この場合、審査の公平厳正を期するため、各検査につき3名以上が採点に当たる。

なお、小論文(作文)、適性検査、実技検査を実施しない高等学校にあっては、これに準じて判定資料を作成する。

(2) (1)によって作成した判定資料を合否判定委員会に報告する。

(合格者の決定・発表等)

6129 高等学校長は、合否判定委員会の判定に基づいて合格者を決定する。

6130 合格者の発表は、2月20日(火)とし、14:00~15:00の間に校内に受検番号を掲示して行うとともに、中学校長へ文書で通知する。

なお、合否の結果を合格者の発表以前に外部に連絡することは一切しない。

6131 合格者は、県内公立高等学校に新たに出願することができない。

6132 合格とならなかった者が3月12日(月)に学力検査等を実施する学科へ志願するときは、第4107項により新たに出願する。

(中学校長の任務)

6133 中学校長は、合格者のある場合、「学年学習評定一覧表」(様式2)を志願先高等学校長に、3月5日(月)又は6日(火)の9:00~16:30の間に提出する。また、志願先高等学校長への提出分とは別に、県教育委員会事務局への提出分として1部を作成し、神戸市立中学校長は神戸市教育長に、神戸市以外の県内公立中学校長は所管の県教育委員会教育事務所に、国立中学校長、国公立特別支援学校長、私立中学校長及び県外の中学校長は、県教育委員会事務局高校教育課長に、3月5日(月)又は6日(火)の9:00~17:00の間に提出する(学力検査の受検者があるなど、別途、同一の学年学習評定一覧表を提出する場合は、重ねての提出は不要)。ただし、過年度卒業者のみが合格した高等学校については提出を必要としない。なお、県外の中学校長においては、その中学校の所在する都道府県の公立高等学校入学者選抜要綱に基づいて作成したものを提出する。

また、郵送する場合は、それぞれ受付最終日必着とし、書留にしなければならない。

(高等学校長の任務)

- 6134 高等学校長は、募集要項を作成し、その1部を平成29年11月10日(金)までに県教育委員会事務局高校教育課長に提出する。
- 6135 高等学校長は、願書受付期間中、毎日、その学校の学科別の志願者総数を学校内に掲示する。
- 6136 高等学校長は、推薦入学の志願者総数等を、毎日、県教育委員会事務局高校教育課長に報告しなければならない。その方法については別途指示する。
- 6137 高等学校長は、合否判定についての結果を、別途指示する様式により、2月27日(火)までに県教育委員会事務局高校教育課長に報告する。

(その他)

- 6138 その他必要な事項については、第2、第3、第4の1及び第4の2による。

2 普通科コースにおける推薦入学

(実施校・募集定員等)

- 6201 国際文化系コース、自然科学系コース、総合人間系コース及び健康福祉系コースを設置し、推薦入学を実施する高等学校については、別途指示する。
- 6202 推薦入学を許可する者の数は、国際文化系コース、自然科学系コース、総合人間系コース及び健康福祉系コースとも募集定員の全部とする。
- 6203 国際文化系コースへの志願者のうち、帰国生徒にかかわる推薦入学は、第6の6による。

(出願資格・推薦基準)

- 6204 推薦入学を志願できる者は、次の条件を満たし、中学校長が推薦する者とする。
- (1) 平成30年3月に中学校を卒業する見込みの者並びに学校教育法第57条及び同施行規則第95条に規定する者。
 - (2) 志願先高等学校の通学区域内に保護者とともに居住している者。ただし、県外からの転居又は他の通学区域への転居が確定している者、県外の中学校卒業見込みの者及び卒業生等、特別の事情がある場合は、第11による。
 - (3) 国際文化系コース、自然科学系コース、総合人間系コース及び健康福祉系コースを第1志望とする者。
 - (4) 当該コースを志願する動機・理由が明白かつ適切であること。
 - (5) 当該コースに対する適性及び興味・関心を有すること。
 - (6) 当該コースでの特色ある教育活動に積極的に参加し、主体的に学習する意欲があること。

(通学区域)

- 6205 国際文化系コース、自然科学系コース、総合人間系コース及び健康福祉系コースを志願する者の通学区域は、当該高等学校が所在する普通科の通学区域とする。

(推薦委員会の設置)

- 6206 推薦の公平厳正を期するため、中学校に推薦委員会を設ける。
- 6207 推薦委員会は、校長、教頭、第3学年の学年主任及び学級担任その他必要な教員をもって組織する。
- 6208 推薦委員会は、推薦入学を志願する者に関する事項を取り扱う。

(出願手続)

- 6209 推薦入学を志願する者は、次の書類及び高等学校の各設置者が定める入学考査料を、2月2日(金)から2月6日(火)まで(土曜、日曜を除く。)の間に、出身中学校長を経て志願先高等学校長に提出しなければならない。受付時間は、9:00~16:30(2月6日(火)は9:00~12:00。)とする。

なお、志願先高等学校長へは郵送による提出も可とし、その場合は配達日指定(2月2日(金)又は2月5日(月))の簡易書留にしなければならない(封筒表面に「願書在中」と朱書すること)。また、受検票の送付用として362円分の切手(速達料金を含む。返送する受検票が多い場合は、その重量に応じた切手。)を貼り、送付先を記入した返信用定形長3号封筒(12cm×23.5cm)を同封する。

【提出書類】

- (1) 推薦入学願書・受検票(様式5のA)
- (2) 住民票記載事項証明書(様式6)(過年度卒業生のみ必要。)

- (3) 第 6204 項の保護者が後見人の場合は、中学校長が確認した旨の副申書（様式自由）
- (4) 志願先高等学校長が発行した入学志願承認書（第 11101 項及び第 11201 項に該当する者に限り必要。）
- (5) 写真票（様式 7）（高等学校長が必要と認める場合に限り必要。この場合、写真の大きさは、縦 40mm、横 30mm とする。）
- (6) その他志願先高等学校長が必要とする書類

6210 中学校長は、次の書類を出願する高等学校ごとにまとめ、2月2日（金）から2月6日（火）まで（土曜、日曜を除く。）の間に、志願先高等学校長に提出する。受付時間は前項による。

- (1) 推薦書（様式 12）
- (2) 調査書（様式 1）

6211 推薦入学を志願する者の調査書の作成は、第 3 による。ただし、この場合、第 3006 項(3)に基づいて「a、b、c、d、e 評定」を行うことはできない。

（入学考査料）

6212 入学考査料は、下表に従って納入する。

設置区分	金額	納入方法
県立高等学校	2,200 円	兵庫県収入証紙を入学願書の所定の欄に貼付する（消印のあるものは無効。）。
市立高等学校	2,200 円	志願先高等学校に現金により直接納入する。ただし、郵送による出願の場合は、入学考査料分の定額小為替を同封する。

（面接・適性検査等）

6213 推薦入学を志願する者に対しては、それぞれの志願先高等学校において面接を実施する。また、必要に応じて適性検査、実技検査及び小論文（作文）を実施することができる。

6214 面接については、当該コースを志願する動機・理由、将来の進路、当該コースでの学習に対する興味・関心及び意欲等について試問するものとし、面接に先立って記入させる面接調査票は、様式 13 による。

6215 適性検査等の内容及び実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 適性検査及び実技検査については、実施する教科の内容の基本的事項を検査することによって、当該コースに対する適性と将来学習する上での能力を判定できるようなものとする。

ア 適性検査は、ペーパーテスト形式等の方法で「英語」、「数学」、「理科」の中から 2 教科以内について実施することができる。ただし、実施する教科については各高等学校のコースの特色に応じた適切なものとする。

イ 実技検査は、英語の「読むこと」、「聞くこと」、「話すこと」等の領域又は理科の「観察・実験」の領域において実施することができる。

- (2) 適性検査、実技検査及び小論文（作文）の検査時間については次のとおりとし、実施時間については各高等学校長が定める。

- 適性検査・・・・・・・・・・ 1 検査につき、50 分
- 実技検査・・・・・・・・・・ 1 検査につき、20 分以内
- 小論文（作文）・・・・・・ 40 分程度

6216 推薦入学を志願する者に対する面接等の期日は、2月15日（木）とし、その方法は各高等学校長が決定する。

（入学者選抜実施本部の設置）

6217 各高等学校は、入学者選抜を厳正に実施する責任体制を明確にするため、入学者選抜実施本部を設ける。入学者選抜実施本部長は、高等学校長とし、入学者選抜の実施に係る業務を総括する。

6218 各高等学校の入学者選抜実施本部には、合否判定委員会を設ける。

6219 各高等学校における合否判定委員会は、その高等学校長が委員長、教頭が副委員長となり、その高等学校の教職員の中から校長が任命した委員をもって組織する。

6220 合否判定委員会には、次の作業グループを設ける。

書類審査グループ

面接グループ

小論文・適性検査等審査グループ

6221 書類審査グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長1名及びメンバー若干名をもって組織する。

6222 面接グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長1名及びメンバー若干名をもって組織する。

6223 小論文・適性検査等審査グループは、小論文・適性検査等を実施する高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長1名及びメンバー若干名をもって組織する。

（合否の判定）

6224 合否判定委員会は、当該コースの特色や教育内容に即して、面接、適性検査及び実技検査等の結果と推薦書、調査書等を総合して合否の判定を行う。その方法は、次のとおりとする。

(1) 適性検査及び実技検査（実施した場合のみ。）の結果と調査書の各教科の学習の記録とを同等にみて、判定資料（A）を作成する。

(2) 調査書の各教科の学習の記録以外の諸記録と推薦書、面接並びに小論文（作文）（実施した場合のみ。）の結果を総合して、判定資料（B）を作成する。

(3) 判定資料（A）と（B）を総合して合否を判定する。

（書類の審査）

6225 書類審査グループの任務は、次のとおりとする。

(1) 当該コースの特色や教育内容に即して、推薦書、調査書等、中学校長から提出された書類の記載事項を厳正に審査し、次の判定資料を作成する。この場合、審査の公平厳正を期するため、1書類につき3名以上が審査に当たる。

ア 調査書の各教科の学習の記録を当該コースの特色や教育内容に即して総合評定した判定資料

イ 調査書の各教科の学習の記録以外の諸記録と推薦書に基づく判定資料

(2) (1)によって作成した判定資料を合否判定委員会に報告する。

（面接の審査）

6226 面接グループの任務は、次のとおりとする。

(1) 審査の公平厳正を期するため、2名以上が面接に当たり、その結果に基づいて判定資料を作成する。

(2) (1)によって作成した判定資料を合否判定委員会に報告する。

(小論文・適性検査等の審査)

6227 小論文・適性検査等審査グループの任務は、次のとおりとする。

(1) 小論文(作文)、適性検査及び実技検査の結果に基づいて判定資料を作成する。この場合、審査の公平厳正を期するため、各検査につき3名以上が採点に当たる。

なお、小論文(作文)、適性検査、実技検査を実施しない高等学校にあっては、これに準じて判定資料を作成する。

(2) (1)によって作成した判定資料を合否判定委員会に報告する。

(合格者の決定・発表等)

6228 高等学校長は、合否判定委員会の判定に基づいて合格者を決定する。

6229 合格者の発表は、2月20日(火)とし、14:00~15:00の間に校内に受検番号を掲示して行うとともに、中学校長へ文書で通知する。

なお、合否の結果を合格者の発表以前に外部に連絡することは一切しない。

6230 合格者は、県内公立高等学校に新たに出願することができない。

6231 合格とならなかった者が3月12日(月)に学力検査等を実施する学科へ志願するときは、第4107項により新たに出願する。

(中学校長の任務)

6232 中学校長は、合格者のある場合、「学年学習評定一覧表」(様式2)を志願先高等学校長に、3月5日(月)又は6日(火)の9:00~16:30の間に提出する。また、志願先高等学校長への提出分とは別に、県教育委員会事務局への提出分として1部を作成し、神戸市立中学校長は神戸市教育長に、神戸市以外の県内公立中学校長は所管の県教育委員会教育事務所に、国立中学校長、国公立特別支援学校長、私立中学校長及び県外の中学校長は、県教育委員会事務局高校教育課長に、3月5日(月)又は6日(火)の9:00~17:00の間に提出する(学力検査の受検者があるなど、別途、同一の学年学習評定一覧表を提出する場合は、重ねての提出は不要)。ただし、過年度卒業者のみが合格した高等学校については提出を必要としない。なお、県外の中学校長においては、その中学校の所在する都道府県の公立高等学校入学選抜要綱に基づいて作成したものを提出する。

また、郵送する場合は、それぞれ受付最終日必着とし、書留にしなければならない。

(高等学校長の任務)

6233 高等学校長は、募集要項を作成し、その1部を平成29年11月10日(金)までに県教育委員会事務局高校教育課長に提出する。

6234 高等学校長は、願書受付期間中、毎日、その学校の学科別の志願者総数を学校内に掲示する。

6235 高等学校長は、推薦入学の志願者総数等を、毎日、県教育委員会事務局高校教育課長に報告しなければならない。その方法については別途指示する。

6236 高等学校長は、合否判定についての結果を、別途指示する様式により、2月27日(火)までに県教育委員会事務局高校教育課長に報告する。

(その他)

6237 その他必要な事項については、第2、第3、第4の1及び第4の2による。

3 普通科単位制(全日制)における推薦入学

(実施校・募集定員等)

6301 単位制による課程(全日制普通科)を設置し、推薦入学を実施する高等学校は、次のとおりとする。

- (1) 県立北須磨高等学校
- (2) 県立芦屋高等学校
- (3) 神戸市立六甲アイランド高等学校
- (4) 県立尼崎稲園高等学校
- (5) 県立西宮高等学校
- (6) 県立三田祥雲館高等学校
- (7) 県立加古川北高等学校
- (8) 県立姫路東高等学校

6302 推薦入学を許可する者の数は、各校とも募集定員の50%以内とする。

(出願資格・推薦基準)

6303 推薦入学を志願できる者は、次の条件を満たし、中学校長が推薦する者とする。

- (1) 平成30年3月に中学校を卒業する見込みの者並びに学校教育法第57条及び同施行規則第95条に規定する者。
- (2) 志願先高等学校の通学区域内に保護者ととも居住している者。ただし、県外からの転居が確定している者、県外の中学校卒業見込みの者及び卒業者等、特別の事情がある場合は、第11による。
- (3) 単位制による課程を第1志望とする者。
- (4) 個性の伸長を目指し、能力・適性、興味・関心、進路等に応じて、多様な教科・科目を自主的・主体的に学習する意欲があること。

(通学区域)

6304 推薦入学により、単位制による課程を志願する者の通学区域は、県下全域とする。

(推薦委員会の設置)

6305 推薦の公平厳正を期するため、中学校に推薦委員会を設ける。

6306 推薦委員会は、校長、教頭、第3学年の学年主任及び学級担任その他必要な教員をもって組織する。

6307 推薦委員会は、推薦入学を志願する者に関する事項を取り扱う。

(出願手続)

6308 推薦入学を志願する者は、次の書類及び高等学校の各設置者が定める入学考査料を、2月2日(金)から2月6日(火)まで(土曜、日曜を除く。)の間に、出身中学校長を経て志願先高等学校長に提出しなければならない。受付時間は、9:00~16:30(2月6日(火)は9:00~12:00。)とする。

なお、志願先高等学校長へは郵送による提出も可とし、その場合は配達日指定(2月2日(金)又は2月5日(月)の簡易書留にしなければならない(封筒表面に「願書在中」と朱書すること。))。また、受検票の送付用として362円分の切手(速達料金を含む。返送する受検票が多い場合は、その重量に応じた切手。)を貼り、送付先を記入した返信用定形長3号封筒(12cm×23.5cm)を同封する。

【提出書類】

- (1) 推薦入学願書・受検票（様式5のA）
- (2) 住民票記載事項証明書（様式6）（過年度卒業者のみ必要。）
- (3) 第6303項の保護者が後見人の場合は、中学校長が確認した旨の副申書（様式自由）
- (4) 志願先高等学校長が発行した入学志願承認書（第11101項及び第11201項に該当する者に限り必要。）
- (5) 写真票（様式7）（高等学校長が必要と認める場合に限り必要。この場合、写真の大きさは、縦40mm、横30mmとする。）
- (6) その他志願先高等学校長が必要とする書類

6309 中学校長は、次の書類を出願する高等学校ごとにまとめ、2月2日（金）から2月6日（火）まで（土曜、日曜を除く。）の間に、志願先高等学校長に提出する。受付時間は前項による。

- (1) 推薦書（様式12）
- (2) 調査書（様式1）

6310 推薦入学を志願する者の調査書の作成は、第3による。

ただし、この場合、第3006項(3)に基づいて「a、b、c、d、e 評定」を行うことはできない。

（入学考査料）

6311 入学考査料は、下表に従って納入する。

設置区分	金額	納入方法
県立高等学校	2,200 円	兵庫県収入証紙を入学願書の所定の欄に貼付する（消印のあるものは無効。）。
市立高等学校	2,200 円	志願先高等学校に現金により直接納入する。ただし、郵送による出願の場合は、入学考査料分の定額小為替を同封する。

（面接・適性検査等）

6312 推薦入学を志願する者に対しては、それぞれの志願先高等学校において面接及び適性検査を実施する。また、必要に応じて小論文（作文）を実施することができる。

6313 面接については、単位制による課程を志願する動機・理由、将来の進路、興味・関心のある分野及び意欲等について試問するものとし、面接に先立って記入させる面接調査票は、様式13による。

6314 適性検査等の内容及び実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 適性検査については、多様な選択科目を履修するために必要な適性と将来学習する上での能力を判定できるようなものとする。
- (2) 適性検査は、ペーパーテスト形式等の方法で実施する。
- (3) 検査時間については次のとおりとし、実施時間については高等学校長が定める。
 - 適性検査……………1検査につき、50分程度
 - 小論文（作文）……………40分程度

6315 推薦入学を志願する者に対する面接、適性検査及び小論文（作文）の期日は、2月15日（木）とし、その方法は高等学校長が決定する。

(入学者選抜実施本部の設置)

- 6316 各高等学校は、入学者選抜を厳正に実施する責任体制を明確にするため、入学者選抜実施本部を設ける。入学者選抜実施本部長は、高等学校長とし、入学者選抜の実施に係る業務を総括する。
- 6317 各高等学校の入学者選抜実施本部には、合否判定委員会を設ける。
- 6318 各高等学校における合否判定委員会は、その高等学校長が委員長、教頭が副委員長となり、その高等学校の教職員の中から校長が任命した委員をもって組織する。
- 6319 合否判定委員会には、次の作業グループを設ける。
- 書類審査グループ
 - 面接グループ
 - 小論文・適性検査等審査グループ
- 6320 書類審査グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長1名及びメンバー若干名をもって組織する。
- 6321 面接グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長1名及びメンバー若干名をもって組織する。
- 6322 小論文・適性検査等審査グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長1名及びメンバー若干名をもって組織する。

(合否の判定)

- 6323 合否判定委員会は、面接、適性検査及び小論文(作文)(実施した場合のみ。)の結果と推薦書、調査書等を総合して合否の判定を行う。その方法は、次のとおりとする。
- (1) 適性検査の結果と調査書の学習の記録とを同等にみて、判定資料(A)を作成する。
 - (2) 調査書の学習の記録以外の諸記録と推薦書、面接並びに小論文(作文)の結果とを総合して、判定資料(B)を作成する。
 - (3) 判定資料(A)と(B)とを総合して合否を判定する。

(書類の審査)

- 6324 書類審査グループの任務は、次のとおりとする。
- (1) 推薦書、調査書等、中学校長から提出された書類の記載事項を厳正に審査し、次の判定資料を作成する。この場合、審査の公平厳正を期するため、1書類につき3名以上が審査に当たる。
 - ア 調査書の学習の記録に基づく判定資料
 - イ 調査書の学習の記録以外の諸記録と推薦書に基づく判定資料
 - (2) (1)によって作成した判定資料を合否判定委員会に報告する。

(面接の審査)

- 6325 面接グループの任務は、次のとおりとする。
- (1) 審査の公平厳正を期するため、2名以上が面接に当たり、その結果に基づいて判定資料を作成する。
 - (2) (1)によって作成した判定資料を合否判定委員会に報告する。

(小論文・適性検査等の審査)

- 6326 小論文・適性検査等審査グループの任務は、次のとおりとする。
- (1) 適性検査の結果に基づいて判定資料を作成する。小論文(作文)を課した高等学校にあっては、その結果に基づいて判定資料を作成する。この場合、審査の公平厳正を期するため、各検査につき3名以上が採点に当たる。

(2) (1)によって作成した判定資料を合否判定委員会に報告する。

(合格者の決定・発表等)

6327 高等学校長は、合否判定委員会の判定に基づいて合格者を決定する。

6328 合格者の発表は、2月20日(火)とし、14:00~15:00の間に校内に受検番号を掲示して行うとともに、中学校長へ文書で通知する。

なお、合否の結果を合格者の発表以前に外部に連絡することは一切しない。

6329 合格者は、県内公立高等学校に新たに出願することができない。

6330 合格とならなかった者が3月12日(月)に学力検査等を実施する学科へ志願するときは、第4107項により新たに出願する。

(中学校長の任務)

6331 中学校長は、合格者のある場合、「学年学習評定一覧表」(様式2)を志願先高等学校長に、3月5日(月)又は6日(火)の9:00~16:30の間に提出する。また、志願先高等学校長への提出分とは別に、県教育委員会事務局への提出分として1部を作成し、神戸市立中学校長は神戸市教育長に、神戸市以外の県内公立中学校長は所管の県教育委員会教育事務所に、国立中学校長、国公立特別支援学校長、私立中学校長及び県外の中学校長は、県教育委員会事務局高校教育課長に、3月5日(月)又は6日(火)の9:00~17:00の間に提出する(学力検査の受検者があるなど、別途、同一の学年学習評定一覧表を提出する場合は、重ねての提出は不要)。

ただし、過年度卒業者のみが合格した高等学校については提出を必要としない。なお、県外の中学校長においては、その中学校の所在する都道府県の公立高等学校入学者選抜要綱に基づいて作成したものを提出する。

また、郵送する場合は、それぞれ受付最終日必着とし、書留にしなければならない。

(高等学校長の任務)

6332 高等学校長は、募集要項を作成し、その1部を平成29年11月10日(金)までに県教育委員会事務局高校教育課長に提出する。

6333 高等学校長は、願書受付期間中、毎日、その学校の学科別の志願者総数を学校内に掲示する。

6334 高等学校長は、推薦入学の志願者総数等を、毎日、県教育委員会事務局高校教育課長に報告しなければならない。その方法については別途指示する。

6335 高等学校長は、合否判定についての結果を、別途指示する様式により、2月27日(火)までに県教育委員会事務局高校教育課長に報告する。

(その他)

6336 その他必要な事項については、第2、第3、第4の1及び第4の2による。

4 総合学科における推薦入学

(実施校・募集定員等)

6401 総合学科を設置し、推薦入学を実施する高等学校は、次のとおりとする。

- (1) 県立神戸甲北高等学校
- (2) 県立須磨友が丘高等学校
- (3) 県立淡路高等学校
- (4) 神戸市立須磨翔風高等学校
- (5) 県立武庫荘総合高等学校
- (6) 県立伊丹北高等学校
- (7) 県立西宮今津高等学校
- (8) 県立有馬高等学校
- (9) 県立明石南高等学校
- (10) 県立加古川南高等学校
- (11) 県立三木東高等学校
- (12) 県立太子高等学校
- (13) 県立香寺高等学校
- (14) 県立豊岡総合高等学校
- (15) 県立和田山高等学校

6402 推薦入学を許可する者の数は、各校とも募集定員の 50%以内とする。

(出願資格・推薦基準)

6403 推薦入学を志願できる者は、総合学科を第 1 志望とする者のうち、次の条件を満たし、中学校長が推薦する者とする。

- (1) 平成 30 年 3 月に中学校を卒業する見込みの者並びに学校教育法第 57 条及び同施行規則第 95 条に規定する者。
- (2) 志願先高等学校の通学区域内に保護者とともに居住している者。ただし、県外からの転居が確定している者、県外の中学校卒業見込みの者及び卒業者等、特別の事情がある場合は、第 11 による。
- (3) 当該学科を志願する動機・理由が明白かつ適切であること。
- (4) 総合学科における学習を通して個性の伸長を図り、能力・適性を見極めて将来の進路決定を目指そうとする意欲があること。
- (5) 能力・適性、興味・関心、進路等に応じて、多様な教科・科目を自主的・主体的に学習する意欲があること。

(通学区域)

6404 推薦入学により総合学科を志願する者の通学区域は、県下全域とする。

(推薦委員会の設置)

6405 推薦の公平厳正を期するため、中学校に推薦委員会を設ける。

6406 推薦委員会は、校長、教頭、第 3 学年の学年主任及び学級担任その他必要な教員をもって組織する。

6407 推薦委員会は、推薦入学を志願する者に関する事項を取り扱う。

(出願手続)

6408 推薦入学を志願する者は、次の書類及び高等学校の各設置者が定める入学考査料を、2月2日(金)から2月6日(火)まで(土曜、日曜を除く。)の間に、出身中学校長を経て志願先高等学校長に提出しなければならない。受付時間は、9:00～16:30(2月6日(火)は9:00～12:00。)とする。

なお、志願先高等学校長へは郵送による提出も可とし、その場合は配達日指定(2月2日(金)又は2月5日(月))の簡易書留にしなければならない(封筒表面に「願書在中」と朱書すること)。また、受検票の送付用として362円分の切手(速達料金を含む。返送する受検票が多い場合は、その重量に応じた切手。)を貼り、送付先を記入した返信用定形長3号封筒(12cm×23.5cm)を同封する。

【提出書類】

- (1) 推薦入学願書・受検票(様式5のA)
- (2) 住民票記載事項証明書(様式6)(過年度卒業者のみ必要。)
- (3) 第6403項の保護者が後見人の場合は、中学校長が確認した旨の副申書(様式自由)
- (4) 志願先高等学校長が発行した入学志願承認書(第11101項及び第11201項に該当する者に限り必要。)
- (5) 写真票(様式7)(高等学校長が必要と認める場合に限り必要。この場合、写真の大きさは、縦40mm、横30mmとする。)
- (6) その他志願先高等学校長が必要とする書類

6409 中学校長は、次の書類を出願する高等学校ごとにまとめ、2月2日(金)から2月6日(火)まで(土曜、日曜を除く。)の間に、志願先高等学校長に提出する。受付時間は前項による。

- (1) 推薦書(様式12)
- (2) 調査書(様式1)

6410 推薦入学を志願する者の調査書の作成は、第3による。

ただし、この場合、第3006項(3)に基づいて「a、b、c、d、e評定」を行うことはできない。

(入学考査料)

6411 入学考査料は、下表に従って納入する。

設置区分	金額	納入方法
県立高等学校	2,200円	兵庫県収入証紙を入学願書の所定の欄に貼付する(消印のあるものは無効。)
市立高等学校	2,200円	志願先高等学校に現金により直接納入する。ただし、郵送による出願の場合は、入学考査料分の定額小為替を同封する。

(面接・小論文(作文))

6412 推薦入学を志願する者に対しては、それぞれの志願先高等学校において面接及び小論文(作文)を実施する。

6413 面接及び小論文(作文)は、総合学科を志願する動機・理由、興味・関心のある分野、進路決定への意欲の確認等、総合学科の特色に即して実施する。

なお、面接に先立って面接調査票を記入させる場合は、様式 13 に準じて各高等学校が作成する。

6414 推薦入学を志願する者に対する面接等の期日は、2月15日（木）とし、その方法及び時間は各高等学校長が決定する。

（入学者選抜実施本部の設置）

6415 各高等学校は、入学者選抜を厳正に実施する責任体制を明確にするため、入学者選抜実施本部を設ける。入学者選抜実施本部長は、高等学校長とし、入学者選抜の実施に係る業務を総括する。

6416 各高等学校の入学者選抜実施本部には、合否判定委員会を設ける。

6417 各高等学校における合否判定委員会は、その高等学校長が委員長、教頭が副委員長となり、その高等学校の教職員の中から校長が任命した委員をもって組織する。

6418 合否判定委員会には、次の作業グループを設ける。

書類審査グループ

面接グループ

小論文・適性検査等審査グループ

6419 書類審査グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長1名及びメンバー若干名をもって組織する。

6420 面接グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長1名及びメンバー若干名をもって組織する。

6421 小論文・適性検査等審査グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長1名及びメンバー若干名をもって組織する。

（合否の判定）

6422 合否判定委員会は、当該学科の特色や教育内容に即して、判定資料（A）、（B）及び合否判定委員会に報告されたその他の諸資料を総合して合否の判定を行う。

判定資料（A）・・・調査書の各教科の学習の記録を、当該学科の特色や教育内容に即して、総合評定した判定資料

判定資料（B）・・・小論文（作文）、適性検査及び実技検査の結果に基づく判定資料

（書類の審査）

6423 書類審査グループの任務は、次のとおりとする。

(1) 当該学科の特色や教育内容に即して、推薦書、調査書等、中学校長から提出された書類の記載事項を厳正に審査し、次の判定資料を作成する。この場合、審査の公平厳正を期するため、1書類につき3名以上が審査に当たる。

ア 判定資料（A）

イ 調査書の各教科の学習の記録以外の諸記録と推薦書に基づく判定資料

(2) (1)によって作成した判定資料を合否判定委員会に報告する。

（面接の審査）

6424 面接グループの任務は、次のとおりとする。

(1) 審査の公平厳正を期するため、2名以上が面接に当たり、その結果に基づいて判定資料を作成する。

(2) (1)によって作成した判定資料を合否判定委員会に報告する。

（小論文・適性検査等の審査）

6425 小論文・適性検査等審査グループの任務は、次のとおりとする。

(1) 判定資料（B）を作成する。

この場合、審査の公平厳正を期するため、各検査につき3名以上が採点に当たる。

なお、小論文（作文）、適性検査、実技検査を実施しない高等学校にあっては、これに準じて判定資料を作成する。

(2) (1)によって作成した判定資料を合否判定委員会に報告する。

（合格者の決定・発表等）

6426 高等学校長は、合否判定委員会の判定に基づいて合格者を決定する。

6427 合格者の発表は、2月20日（火）とし、14:00～15:00の間に校内に受検番号を掲示して行うとともに、中学校長へ文書で通知する。

なお、合否の結果を合格者の発表以前に外部に連絡することは一切しない。

6428 合格者は、県内公立高等学校に新たに出願することができない。

6429 合格とならなかった者が3月12日（月）に学力検査等を実施する学科へ志願するときは、第4107項により新たに出願する。

（中学校長の任務）

6430 中学校長は、合格者のある場合、「学年学習評定一覧表」（様式2）を志願先高等学校長に、3月5日（月）又は6日（火）の9:00～16:30の間に提出する。また、志願先高等学校長への提出分とは別に、県教育委員会事務局への提出分として1部を作成し、神戸市立中学校長は神戸市教育長に、神戸市以外の県内公立中学校長は所管の県教育委員会教育事務所に、国立中学校長、国公立特別支援学校長、私立中学校長及び県外の中学校長は、県教育委員会事務局高校教育課長に、3月5日（月）又は6日（火）の9:00～17:00の間に提出する（学力検査の受検者があるなど、別途、同一の学年学習評定一覧表を提出する場合は、重ねての提出は不要）。ただし、過年度卒業者のみが合格した高等学校については、提出を必要としない。なお、県外の中学校長においては、その中学校の所在する都道府県の公立高等学校入学者選抜要綱に基づいて作成したものを提出する。

郵送する場合は、それぞれ受付最終日必着とし、書留にしなければならない。

（高等学校長の任務）

6431 高等学校長は、募集要項を作成し、その1部を平成29年11月10日（金）までに県教育委員会事務局高校教育課長に提出する。

6432 高等学校長は、願書受付期間中、毎日、その学校の学科別の志願者総数を学校内に掲示する。

6433 高等学校長は、推薦入学の志願者総数等を、毎日、県教育委員会事務局高校教育課長に報告しなければならない。その方法については別途指示する。

6434 高等学校長は、合否判定についての結果を、別途指示する様式により、2月27日（火）までに県教育委員会事務局高校教育課長に報告する。

（その他）

6435 その他必要な事項については、第2、第3、第4の1及び第4の2による。

5 中高一貫教育における連携型入学者選抜

(実施校・募集定員等)

6501 連携型中高一貫教育を行う連携型高等学校、連携型中学校は次のとおりとし、連携型入学者選抜に志願できる者は、連携型中学校からの志願者とする。

連携型高等学校	連携型中学校
県立千種高等学校	宍粟市立千種中学校
県立氷上西高等学校	丹波市立氷上中学校 丹波市立青垣中学校

6502 連携型高等学校における入学者選抜は、連携型入学者選抜及び学力検査による入学者選抜をそれぞれ行う。

試験区分	入学を許可する者の数
連携型入学者選抜	募集定員の75%（連携型中学校を対象とする。）
学力検査による入学者選抜	募集定員の25%（県下全域を対象とする。）

連携型入学者選抜の合格者が表の人数に満たない場合は、その不足数を学力検査による入学者選抜における入学を許可する者の数に加える。

(出願資格・推薦基準)

6503 連携型入学者選抜を志願できる者は、連携型高等学校を第1志望とする者のうち、次の条件を満たし、連携型中学校長が推薦する者とする。

- (1) 当該連携型中学校を、平成30年3月に卒業する見込みであり、保護者と同居する者。ただし、特別の事情がある場合は、第11による。
- (2) 当該連携型高等学校を志願する動機・理由が明白かつ適切であること。
- (3) 当該連携型高等学校に対する適性及び興味・関心を有すること。

(推薦委員会の設置)

6504 推薦の公平厳正を期するため、中学校に推薦委員会を設ける。

6505 推薦委員会は、校長、教頭、第3学年の学年主任及び学級担任その他必要な教員をもって組織する。

6506 推薦委員会は、推薦入学を志願する者に関する事項を取り扱う。

(出願手続)

6507 連携型入学者選抜を志願する者は、次の書類及び県教育委員会が定める入学考査料を、2月2日（金）から2月6日（火）まで（土曜、日曜を除く。）の間に、出身中学校長を経て志願先高等学校長に提出しなければならない。受付時間は、9:00～16:30（2月6日（火）は9:00～12:00。）とする。

なお、志願先高等学校長へは郵送による提出も可とし、その場合は配達日指定（2月2日（金）又は2月5日（月））の簡易書留にしなければならない（封筒表面に「願書在中」と朱書すること。）。また、受検票の送付用として362円分の切手（速達料金を含む。返送する受検票が多い場合は、その重量に応じた切手。）を貼り、送付先を記入した返信用定形長3号封筒（12cm×23.5cm）を同封する。

【提出書類】

- (1) 入学願書・受検票（様式5のA）
- (2) 第6503項の保護者が後見人の場合は、中学校長が確認した旨の副申書（様式自由）
- (3) その他高等学校長が必要とする書類

6508 中学校長は、次の書類を2月2日（金）から2月6日（火）まで（土曜、日曜を除く。）の間に、高等学校長に提出する。受付時間は前項による。

- (1) 推薦書（様式12）
- (2) 調査書（様式1）

6509 連携型入学者選抜を志願する者の調査書の作成は、第3による。ただし、この場合、第3006項(3)に基づいて「a、b、c、d、e評定」を行うことはできない。

（入学考査料）

6510 志願者は、入学考査料として2,200円分の兵庫県収入証紙を入学願書の所定の欄に貼付して出願する（消印のあるものは無効。）。

（面接・適性検査等）

6511 連携型入学者選抜を志願する者に対しては、連携型高等学校において面接及び適性検査を実施する。

6512 面接は、連携型高等学校を志願する動機・理由、興味・関心のある分野、進路決定への意欲の確認等、連携型高等学校の特色に即して実施する。

なお、面接に先立って面接調査票を記入させる場合は、様式13に準じて連携型高等学校が作成する。

6513 適性検査の内容及び実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 適性検査は、ペーパーテスト形式等の方法により「国語」、「数学」、「英語」の3教科で実施する。
- (2) 検査時間については1教科につき50分とし、実施時間については高等学校長が定める。

6514 連携型入学者選抜を志願する者に対する面接等の期日は、2月15日（木）とし、その方法及び時間は高等学校長が決定する。

（入学者選抜実施本部の設置）

6515 各高等学校は、入学者選抜を厳正に実施する責任体制を明確にするため、入学者選抜実施本部を設ける。入学者選抜実施本部長は、高等学校長とし、入学者選抜の実施に係る業務を総括する。

6516 各高等学校の入学者選抜実施本部には、合否判定委員会を設ける。

6517 各高等学校における合否判定委員会は、その高等学校長が委員長、教頭が副委員長となり、その高等学校の教職員の中から校長が任命した委員をもって組織する。

6518 合否判定委員会には、次の作業グループを設ける。

書類審査グループ

面接グループ

適性検査審査グループ

6519 書類審査グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長1名及びメンバー若干名をもって組織する。

6520 面接グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長1名及びメンバー若干名をもって組織する。

6521 適性検査審査グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長1名

及びメンバー若干名をもって組織する。

(合否の判定)

6522 合否判定委員会の任務は、連携型高等学校の特色ある教育内容に即して、判定資料(A)、(B)及び合否判定委員会に報告されたその他の資料を総合して合否の判定を行う。

判定資料(A)・・・調査書の各教科の学習の記録を、連携型高等学校の特色や教育内容に即して、総合評定した判定資料

判定資料(B)・・・適性検査の結果に基づく判定資料

(書類の審査)

6523 書類審査グループの任務は、次のとおりとする。

(1) 連携型高等学校の特色や教育内容に即して、推薦書、調査書等、連携型中学校長から提出された書類の記載事項を厳正に審査し、次の判定資料を作成する。この場合、審査の公平厳正を期するため、1書類につき3名以上が審査に当たる。

ア 判定資料(A)

イ 調査書の各教科の学習の記録以外の諸記録と推薦書に基づく判定資料

(2) (1)によって作成した判定資料を合否判定委員会に報告する。

(面接の審査)

6524 面接グループの任務は、次のとおりとする。

(1) 審査の公平厳正を期するため、2名以上が面接に当たり、その結果に基づいて判定資料を作成する。

(2) (1)によって作成した判定資料を合否判定委員会に報告する。

(適性検査の審査)

6525 適性検査審査グループの任務は、次のとおりとする。

(1) 判定資料(B)を作成する。この場合、審査の公平厳正を期するため、各教科につき3名以上が採点に当たる。

(2) (1)によって作成した判定資料を合否判定委員会に報告する。

(合格者の決定・発表等)

6526 高等学校長は、合否判定委員会の判定に基づいて合格者を決定する。

6527 合格者の発表は、2月20日(火)とし、14:00~15:00の間に校内に受検番号を掲示して行うとともに、中学校長へ文書で通知する。

なお、合否の結果を合格者の発表以前に外部に連絡することは一切しない。

6528 合格者は、県内公立高等学校に新たに出願することができない。

6529 合格とならなかった者が3月12日(月)に学力検査等を実施する学科へ志願するときは、第4107項により新たに出願する。

(中学校長の任務)

6530 中学校長は、合格者のある場合、「学年学習評定一覧表」(様式2)を志願先高等学校長に、3月5日(月)又は6日(火)の9:00~16:30の間に提出する。また、志願先高等学校長への提出分とは別に、県教育委員会事務局への提出分として1部を作成し(学力検査の受検者がいるなど、同一の学年学習評定一覧表の提出が必要な場合は、中学校ごとに1部の提出でよい。)、所管の県教育委員会教育事務所に、3月5日(月)又は6日(火)の9:00~17:00の間に提出する(学力検査の受検者があるなど、別途、同一の学年学習評定一覧表を提出する場合は、重ねての提出は不要。)

また、郵送する場合は、それぞれ受付最終日必着とし、書留にしなければならない。

(高等学校長の任務)

6531 高等学校長は、募集要項を作成し、その1部を平成29年11月10日(金)までに県教育委員会事務局高校教育課長に提出する。

6532 高等学校長は、願書受付期間中、毎日、その学校の志願者総数を学校内に掲示する。

6533 高等学校長は、連携型入学者選抜の志願者総数等を、毎日、県教育委員会事務局高校教育課長に報告しなければならない。その方法については、別途指示する。

6534 高等学校長は、合否判定についての結果を、別途指示する様式により、2月27日(火)までに県教育委員会事務局高校教育課長に報告する。

(その他)

6535 その他必要な事項については、第2、第3、第4の1及び第4の2による。

6 帰国生徒にかかわる推薦入学

(出願資格)

6601 帰国生徒にかかわる推薦入学の対象とする学科、コースは次のとおりとする。

- (1) 専門学科 国際に関する各学科（国際探求学科、国際文化情報学科、国際科、国際人間科、国際総合科、国際文化科）
- (2) コース 国際文化系コース

6602 帰国生徒で、前項の学科、コースに入学を志願することのできる者は、平成 30 年 3 月に中学校を卒業する見込みの者並びに学校教育法第 57 条及び同施行規則第 95 条に規定する者で、推薦入学において当該学科、コースを第 1 志望とし、外国における在学期間が 1 年以上であり、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者とする。

なお、第 4104 項のただし書きに該当する者は、第 11 の手続を要する。

- (1) 平成 27 年 4 月 1 日以降に帰国後、県内に居住しており、保護者とともに引き続き県内に住所を有する者。
- (2) 平成 27 年 4 月 1 日以降に帰国後、現在県外に居住しており、平成 30 年 4 月 7 日までに県内へ住所を移し、保護者とともに引き続き県内に住所を定める見込みの者。
- (3) 現在外国に居住しており、平成 30 年 4 月 7 日までに県内へ住所を移し、保護者とともに引き続き県内に住所を定める見込みの者。

(通学区域)

6603 帰国生徒で、国際に関する各学科に入学を志願する者の通学区域は県下全域とし、国際文化系コースを志願する者の通学区域は普通科の通学区域とする。

(出願手続)

6604 志願者は、次の書類及び高等学校の各設置者が定める入学考査料を、2月2日（金）から2月6日（火）まで（土曜、日曜を除く。）の間に、出身中学校長又は外国における最終学校の校長を経て、志願先高等学校長に提出しなければならない。受付時間は、9:00～16:30（2月6日（火）は9:00～12:00.）とする。

なお、志願先高等学校長へは郵送による提出も可とし、その場合は配達日指定（2月2日（金）又は2月5日（月））の簡易書留にしなければならない（封筒表面に「願書在中」と朱書すること。）。また、受検票の送付用として 362 円分の切手（速達料金を含む。返送する受検票が多い場合は、その重量に応じた切手。）を貼り、送付先を記入した返信用定形長 3 号封筒（12cm×23.5cm）を同封する。

【提出書類】

- (1) 推薦入学願書・受検票（様式 5 の A に準じる。）
- (2) 外国在住を証明する書類（在学期間明示のもの。）
- (3) 出身中学校長又は外国における最終学校の校長の推薦書（様式 12 に準じる。）

ただし、外国における最終学校の校長の推薦書を提出できない場合は、その旨を志願先高等学校長に届け出ること。

- (4) 調査書（様式 1）又は外国における最終学校の成績証明書若しくはこれに代わるもの。
- (5) 志願先高等学校長が発行した入学志願承認書（第 11101 項及び第 11201 項に該当する者に限り必要。）
- (6) 写真票（様式 7）（高等学校長が必要と認める場合に限り必要。この場合、写真の大き

さは、縦 40mm、横 30mm とする。)

(7) その他志願先高等学校長が必要とする書類

(入学考査料)

6605 入学考査料は、下表に従って納入する。

設置区分	金額	納入方法
県立高等学校	2,200 円	兵庫県収入証紙を入学願書の所定の欄に貼付する（消印のあるものは無効。）。
市立高等学校	2,200 円	志願先高等学校に現金により直接納入する。ただし、郵送による出願の場合は、入学考査料分の定額小為替を同封する。

(選抜方法等)

6606 推薦入学による入学者の選抜は、国際に関する各学科については第 6 の 1 によって行い、国際文化系コースについては第 6 の 2 によって行う。ただし、合否判定委員会においては、帰国生徒の事情を配慮しながら、総合的に合否の判定を行う。

第 7 多部制における入学者選抜実施要領

(実施校・募集定員等)

7001 単位制による課程（多部制）を設置し、入学者選抜を実施する高等学校は、次のとおりとする。

- (1) 県立西宮香風高等学校
- (2) 県立阪神昆陽高等学校
- (3) 県立西脇北高等学校
- (4) 県立飾磨工業高等学校

7002 入学者の選抜は、1部、2部、3部ごとにそれぞれ行う。

I期～III期の各試験ごとに入学を許可する者の数は、下表のとおりとする。

I期～III期の各試験は、1校1つの部に限り第1志望校に出願することができる。

試験区分 \ 部	1 部	2 部	3 部
I 期試験	60 %	60 %	70 %
II 期試験 A	20 %	20 %	10 %
II 期試験 B	15 %	15 %	15 %
III 期試験	5 %	5 %	5 %

(注) 1 表の数字は募集定員に占める割合を示す。

2 合格者が表の人数に満たない場合は、その不足数を以降の試験の入学を許可する者の数に加えることができる。

(出願資格等)

7003 入学を志願することができる者は、平成 30 年 3 月に中学校を卒業する見込みの者並びに学校教育法第 57 条及び同施行規則第 95 条に規定する者で、次の条件を満たす者とする。

- (1) 本県の区域内に住所を有する者又はその勤務地が本県の区域内にある者。
- (2) 本県の区域内に居住を予定している者又はその勤務地を本県の区域内に予定している者。

7004 出願資格の区分は、下表のとおりとする。

試験区分	出 願 資 格 の 区 分
I 期試験	平成 30 年 3 月に中学校等を卒業見込みの者又は中学校既卒者等
II 期試験 A	I 期試験に同じ
II 期試験 B	転・編入学希望者
III 期試験	中学校既卒者等又は転・編入学希望者

1 I 期試験

(出願手続等)

7101 志願者は、次の書類及び入学考査料を、2月2日(金)から2月6日(火)まで(土曜、日曜を除く。)の間に、出身中学校長を経て志願先高等学校長に提出しなければならない。受付時間は、11:00~19:00とする。

なお、志願先高等学校長へは郵送による提出も可とし、その場合は配達日指定(2月2日(金)又は2月5日(月))の簡易書留にしなければならない(封筒表面に「願書在中」と朱書すること)。また、受検票の送付用として362円分の切手(速達料金を含む。返送する受検票が多い場合は、その重量に応じた切手。)を貼り、送付先を記入した返信用定形長3号封筒(12cm×23.5cm)を同封する。

【提出書類】

- (1) 入学願書・受検票(様式5のA)
- (2) 志願理由書(様式11)
- (3) 住民票記載事項証明書(様式6)(過年度卒業者等の場合に必要。)
- (4) 写真票(様式7)(高等学校長が必要と認める場合に限り必要。この場合、写真の大きさは、縦40mm、横30mmとする。)
- (5) その他志願先高等学校長が必要とする書類

7102 中学校長は志願者の調査書(様式1)を2月2日(金)から2月6日(火)まで(土曜、日曜を除く。)の間に、高等学校長に提出する。受付時間は前項による。ただし、平成29年4月1日現在満20歳以上の者に関する調査書は提出を要しない。

(入学考査料)

7103 志願者は、入学考査料として950円分の兵庫県収入証紙を入学願書の所定の欄に貼付して出願する(消印のあるものは無効。)

(志願変更)

7104 志願者は、志願変更の期間内に1回に限り、志願校、志願課程及び志願学科を変更することができる。

このための手続は次のとおりとする。この場合、郵送は認めない。

- (1) 志願変更の取扱期間は、2月7日(水)又は2月8日(木)とする。受付時間は、11:00~19:00とする。
- (2) 志願変更する者は、志願変更願(甲)・(乙)(様式8のA)を、出身中学校長を経て、先に出願した高等学校長に提出し、所定の証明を受けた乙票及び先に提出した第7101項の書類(ただし、入学願書はその写し。)の返還を受けて、志願変更先の高等学校長に提出する。

なお、先に出願した高等学校の受検票は、その高等学校に返還しなければならない。

- (3) 第11101項及び第11201項に該当する者は、先に出願した高等学校長から証拠書類の返還を受け、志願変更先の高等学校長に提出し、審査を受けなければならない。

(面接・作文)

7105 志願者に対しては面接及び作文を実施する。

7106 面接及び作文は、志願する動機・理由、将来の進路等、当該高等学校の特色に即して実施する。

7107 志願者に対する面接、作文の期日は、2月15日（木）とし、その方法及び時間は当該高等学校長が決定する。

ただし、志願者数等の状況に応じて、2月16日（金）、17日（土）にも実施することができる。

（入学者選抜実施本部の設置）

7108 各高等学校は、入学者選抜を厳正に実施する責任体制を明確にするため、入学者選抜実施本部を設ける。入学者選抜実施本部長は、高等学校長とし、入学者選抜の実施に係る業務を総括する。

7109 各高等学校の入学者選抜実施本部には、合否判定委員会を設ける。

7110 各高等学校における合否判定委員会は、その高等学校長が委員長、教頭が副委員長となり、その高等学校の教職員の中から校長が任命した委員をもって組織する。

7111 合否判定委員会には、次の作業グループを設ける。

書類審査グループ

面接グループ

作文審査グループ

7112 書類審査グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長1名及びメンバー若干名をもって組織する。

7113 面接グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長1名及びメンバー若干名をもって組織する。

7114 作文審査グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長1名及びメンバー若干名をもって組織する。

（合否の判定）

7115 合否判定委員会は、当該高等学校の特色や教育内容に即して、書類審査グループ、面接グループ及び作文審査グループから報告された諸資料を総合して合否の判定を行う。

（書類の審査）

7116 書類審査グループの任務は、次のとおりとする。

(1) 調査書、副申書等、中学校長から提出された書類の記載事項を厳正に審査し、判定資料を作成する。この場合、審査の公平厳正を期するため、1書類につき3名以上が審査に当たる。

(2) (1)によって作成した判定資料を合否判定委員会に報告する。

（面接の審査）

7117 面接グループの任務は、次のとおりとする。

(1) 志願理由書の記載内容や就労状況等をふまえて面接を実施し、その結果に基づいて判定資料を作成する。この場合、審査の公平厳正を期するため、2名以上が面接に当たる。

(2) (1)によって作成した判定資料を合否判定委員会に報告する。

（作文の審査）

7118 作文審査グループの任務は、次のとおりとする。

(1) 作文の内容を審査し、判定資料を作成する。この場合、審査の公平厳正を期するため、各作文につき3名以上が審査に当たる。

(2) (1)によって作成した判定資料を合否判定委員会に報告する。

(合格者の決定・発表等)

7119 高等学校長は、合否判定委員会の判定に基づいて合格者を決定する。

7120 合格者の発表は、2月20日(火)とし、校内に受検番号を掲示して行う。その時間は高等学校長が決定する。

なお、合否の結果を合格者の発表以前に外部に連絡することは一切しない。

7121 合格者は、県内公立高等学校に新たに出願することができない。

(中学校長の任務)

7122 中学校長は、合格者のある場合、「学年学習評定一覧表」(様式2)を志願先高等学校長に、3月5日(月)又は6日(火)の9:00~16:30の間に提出する。また、志願先高等学校長への提出分とは別に、県教育委員会事務局への提出分1部を作成し、神戸市立中学校長は神戸市教育長に、神戸市以外の県内公立中学校長は所管の県教育委員会教育事務所に、国立中学校長、国公立特別支援学校長、私立中学校長及び県外の中学校長は、県教育委員会事務局高校教育課長に、3月5日(月)又は6日(火)の9:00~17:00の間に提出する(Ⅱ期試験A等の受検者があるなど、別途、同一の学年学習評定一覧表を提出する場合は、重ねての提出は不要)。ただし、過年度卒業者のみが出願している高等学校については提出を必要としない。

なお、県外の中学校長においては、その中学校の所在する都道府県の公立高等学校入学者選抜要綱に基づいて作成したものを提出する。

また、郵送する場合は、受付最終日必着とし、書留にしなければならない。

7123 中学校長は、受検において特別措置が必要と判断される生徒がいる場合は、事前に志願先高等学校長と十分に連絡・協議を行う。

また、中学校長が特別な教育ニーズがあると認めた者については、調査書に添えて副申書(様式自由)を提出することができる。

(高等学校長の任務)

7124 高等学校長は、募集要項を作成し、その1部を平成29年11月10日(金)までに県教育委員会事務局高校教育課長に提出する。

7125 高等学校長は、願書受付期間中、毎日、その学校の志願者総数を学校内に掲示する。

7126 高等学校長は、志願者総数等を、毎日、県教育委員会事務局高校教育課長に報告しなければならない。その方法については、別途指示する。

7127 高等学校長は、合否判定についての結果を、別途指示する様式、期日により県教育委員会事務局高校教育課長に報告する。

(その他)

7128 その他必要な事項については、第2、第3、第4の1及び第4の2による。

2 Ⅱ期試験A

(出願手続)

7201 志願者は、次の書類及び入学考査料を、当該高等学校長が定めた願書受付期間に、出身中学校長を経て志願先高等学校長に提出しなければならない。受付時間は、11:00~19:00とする。

なお、志願先高等学校長へは郵送による提出も可とし、その場合は、配達日指定（当該高等学校長が定めた期間）の簡易書留にしなければならない（封筒表面に「願書在中」と朱書すること。）。また、受検票の送付用として 362 円分の切手（速達料金を含む。返送する受検票が多い場合は、その重量に応じた切手。）を貼り、送付先を記入した返信用定形長 3 号封筒（12cm×23.5cm）を同封する。

【提出書類】

- (1) 入学願書・受検票（様式 5 の A）
- (2) 住民票記載事項証明書（様式 6）（過年度卒業者等の場合に必要。）
- (3) 写真票（様式 7）（高等学校長が必要と認める場合に限り必要。この場合、写真の大きさは、縦 40mm、横 30mm とする。）
- (4) その他志願先高等学校長が必要とする書類

7202 中学校長は、志願者の調査書（様式 1）を願書受付最終日までに、志願先高等学校長に提出する。ただし、平成 29 年 4 月 1 日現在満 20 歳以上の者に関する調査書は提出を要しない。

（入学考査料）

7203 志願者は、入学考査料として 950 円分の兵庫県収入証紙を入学願書の所定の欄に貼付して出願する（消印のあるものは無効。）。

（学力検査・面接）

7204 志願者に対しては、学力検査及び面接を実施する。

7205 学力検査及び面接の期日は、3 月 12 日（月）以降とし、その期日、検査内容は当該高等学校長が定める。

7206 面接は、志願する動機・理由、将来の進路等、当該高等学校の特色に即して実施する。面接に先立って記入させる面接調査票は、様式 13 に準じて当該高等学校が作成する。

（入学者選抜実施本部の設置）

7207 各高等学校は、入学者選抜を厳正に実施する責任体制を明確にするため、入学者選抜実施本部を設ける。入学者選抜実施本部長は、高等学校長とし、入学者選抜の実施に係る業務を総括する。

7208 各高等学校の入学者選抜実施本部には、合否判定委員会を設ける。

7209 各高等学校における合否判定委員会は、その高等学校長が委員長、教頭が副委員長となり、その高等学校の教職員の中から校長が任命した委員をもって組織する。

7210 合否判定委員会には、次の作業グループを設ける。

合否判定資料作成グループ

調査書審査グループ

学力検査成績審査グループ

面接グループ

7211 各高等学校における合否判定資料作成グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長 1 名及びメンバー若干名をもって組織する。

7212 各高等学校における調査書審査グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長 1 名及びメンバー若干名をもって組織する。

7213 各高等学校における学力検査成績審査グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長 1 名及びメンバー若干名をもって組織する。

7214 各高等学校における面接グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグル

ープ長1名及びメンバー若干名をもって組織する。

(合否の判定)

7215 合否判定委員会は、第7216項により、その高等学校の合否を判定する。

7216 合否判定は、次のとおりとする。

(1) 判定資料(A)と(C)とを同等に取り扱い、合否を判定する。その際、判定資料(B)は参考として用い、総合判定となるよう留意する。

ただし、過年度卒業者については、判定資料(C)を重視して合否の判定を行う。

なお、面接の結果を合否判定の資料に加えることができる。

判定資料(A)・・・調査書の各教科の学習の記録の第3学年の、「国語」、「社会」、「数学」、「理科」、「外国語」の5教科の評定の和を4倍した値と、「音楽」、「美術」、「保健体育」、「技術・家庭」の4教科の評定の和を7.5倍した値との総和(総配点250点)による(別表1の評定換算表参照)

判定資料(B)・・・調査書の各教科の学習の記録以外の諸記録を総合した資料

判定資料(C)・・・学力検査(各教科100点、総配点300点)の結果を県教育委員会の定めた方法によって採点し、その得点をさらに0.5倍したものを5/3倍した資料

(2) 第3006項(3)において評定を朱書された者については、判定資料(C)を重視して合否の判定を行う。この場合、判定資料(A)、(B)及び自己申告書を参考として用い、中学校長からの副申書を勘案して、総合判定となるよう留意するものとする。

(3) 県外からの受検者の場合等、判定資料(A)が条件・事情を異にする場合には、適切な配慮のもとに合否の判定を行う。

(4) 中学校卒業程度認定試験合格者については、学力検査及び文部科学省が発行する中学校卒業程度認定試験合格者に係る調査書により合否を判定する。その際、面接結果を参考として用い、総合判定となるよう留意する。

(5) 第7202項のただし書きにより、調査書が提出されなかった者については、判定資料(C)を重視して合否の判定を行う。その際、面接結果を参考として用い、総合判定となるよう留意する。

(合否判定資料の作成)

7217 合否判定資料作成グループは、判定資料(A)、(B)、(C)及び面接結果をもとに、合否判定委員会が必要とする資料を作成する。

なお、資料作成にコンピュータを活用する場合には、データの点検を十分行うとともに、コンピュータ及びデータ等の管理・保管に十分留意する。

(調査書の審査)

7218 調査書審査グループは、調査書の記載事項を厳正に審査し、次の判定資料を作成する。この場合、審査の公平厳正を期するため、1調査書につき3名以上が審査に当たる。

(1) 判定資料(A)

「社会」、「理科」等学年によって分野別に学習する教科にあっては、第1、第2学年の学習の記録も十分参考にする。

(2) 判定資料(B)

(学力検査成績の審査)

7219 学力検査成績審査グループは、判定資料(C)を作成する。

なお、採点・点検については、別途指示する。

(面接の審査)

7220 面接グループは、審査の公平厳正を期するため、2名以上が面接に当たり、その結果に基づいて判定資料を作成する。

(合格者の決定・発表等)

7221 高等学校長は、合否判定委員会の判定に基づいて合格者を決定する。

7222 合格者の発表の日時は、高等学校長が決定し、その方法は校内に受検番号を掲示して行う。

なお、合否の結果を合格者の発表以前に外部に連絡することは一切しない。

(中学校長の任務)

7223 中学校長は、「学年学習評定一覧表」(様式2)を志願先高等学校長に、高等学校長が定める期間に提出する。また、志願先高等学校長への提出分とは別に、県教育委員会事務局への提出分1部を作成し、神戸市立中学校長は神戸市教育長に、神戸市以外の県内公立中学校長は所管の県教育委員会教育事務所に、国立中学校長、国公立特別支援学校長、私立中学校長及び県外の中学校長は、県教育委員会事務局高校教育課長に、高等学校長が定める期間に提出する。ただし、過年度卒業者のみが出願している高等学校については提出を必要としない。

なお、県外の中学校長においては、その中学校の所在する都道府県の公立高等学校入学者選抜要綱に基づいて作成したものを提出する。

また、郵送する場合は、受付最終日必着とし、書留にしなければならない。

7224 中学校長は、受検において特別措置が必要と判断される生徒がいる場合は、事前に志願先高等学校長と十分に連絡・協議を行う。

また、中学校長が特別な教育ニーズがあると認めた者については、調査書に添えて副申書(様式自由)を提出することができる。

(高等学校長の任務)

7225 高等学校長は、募集要項を作成し、その1部を平成29年11月10日(金)までに県教育委員会事務局高校教育課長に提出する。

7226 高等学校長は、願書受付期間中、毎日、その学校の志願者総数を学校内に掲示する。

7227 高等学校長は、志願者総数等を、毎日、県教育委員会事務局高校教育課長に報告しなければならない。その方法については、別途指示する。

7228 高等学校長は、合否判定についての結果を、別途指示する様式、期日により県教育委員会事務局高校教育課長に報告する。

(その他)

7229 その他必要な事項については、第2、第3、第4の1及び第4の2による。

7230 II期試験B及びIII期試験の内容・実施方法等については、当該高等学校長が定める。

第8 定時制の課程の成人特例入学者選抜実施要領

(実施学科等)

8001 成人特例入学者選抜は、定時制の課程のすべての高等学校、学科において実施する。

また、再募集においても実施する。

8002 成人特例入学者選抜により入学を許可された者の数は、学力検査による募集定員に含める。

(出願資格)

8003 成人特例入学者選抜を志願することができる者は、次のとおりとする。

(1) 平成30年3月に中学校を卒業する見込みの者並びに学校教育法第57条及び同施行規則第95条に規定する者で、平成29年4月1日現在満20歳以上の者。

(2) 成人特例入学者選抜を希望する者。

(出願手続)

8004 成人特例入学者選抜を志願する者は、次の書類及び高等学校の各設置者が定める入学審査料を、2月22日(木)から2月26日(月)まで(土曜・日曜を除く。)の間に、出身中学校長を経て志願先高等学校長に提出しなければならない。受付時間は、14:00～19:00とする。ただし、再募集については、第9による。

なお、志願先高等学校長へは郵送による提出も可とし、その場合は配達日指定(2月22日(木)又は2月23日(金))の簡易書留にしなければならない(封筒表面に「願書在中」と朱書すること)。また、受検票の送付用として362円分の切手(速達料金を含む。返送する受検票が多い場合は、その重量に応じた切手。)を貼り、送付先を記入した返信用定形長3号封筒(12cm×23.5cm)を同封する。

【提出書類】

(1) 入学願書・受検票(様式5のA)

(2) 成人特例入学者選抜による受検届(様式14)

(3) 写真票(様式7)(高等学校長が必要と認める場合に限り必要。この場合、写真の大きさは、縦40mm、横30mmとする。)

(4) その他志願先高等学校長が必要とする書類

ただし、願書について、保護者の欄は記入を要しない。また、出身中学校長の証明に代えて中学校の卒業証明書を添付することができる。

8005 成人特例入学者選抜を志願した者に関する調査書は、提出を要しない。

(入学審査料)

8006 入学審査料は、下表に従って納入する。

設置区分	金額	納入方法
県立高等学校	950円	兵庫県収入証紙を入学願書の所定の欄に貼付する(消印のあるものは無効。)
市立高等学校	尼崎市立は 950円 神戸市立は 300円	志願先高等学校に現金により直接納入する。ただし、郵送による出願の場合は、入学審査料分の定額小為替を同封する。

(志願変更)

8007 志願者は、願書受付締切後、志願変更の期間内に1回に限り、志願校、志願課程及び志願学科を変更することができる。

このための手続は次のとおりとする。この場合、郵送は認めない。

(1) 志願変更の取扱期間は、2月28日(水)から3月2日(金)までとする。受付時間は、全日制については9:00～16:30(3月2日(金)は9:00～12:00。)とし、定時制については14:00～19:00とする。

(2) 志願変更する者は、志願変更願(甲)・(乙)(単独で選抜を実施する高等学校へ志願変更する場合は、様式8のA。複数志願選抜実施校へ志願変更する場合は、様式8のB。)を、先に出願した高等学校長に提出し、所定の証明を受けた乙票及び先に提出した第8004項の書類(ただし、入学願書はその写し。)の返還を受けて、志願変更先の高等学校長(複数志願選抜の場合は、第1志望の高等学校長とする。以下同じ。)に提出する。この際に志願変更により新たに必要となる書類がある場合には、その書類を添付して提出すること。

なお、先に出願した高等学校の受検票は、その高等学校に返還しなければならない。

(3) 第11101項及び第11201項に該当する者は、先に出願した高等学校長から証拠書類の返還を受け、志願変更先の高等学校長に提出し、審査を受けなければならない。

(4) 志願変更の場合の入学考査料については、第4108項による。

県立高等学校における定時制の課程に志願変更する場合は、改めて入学考査料を要しない。全日制の課程に志願変更する場合は、入学考査料の差額を納入する。

県立高等学校から市立高等学校に志願変更する場合及び市立高等学校から県立高等学校に志願変更する場合は、改めて入学考査料を納入する。ただし、先に納入した入学考査料は還付しない。市立高等学校間の志願変更の場合の入学考査料は、所管教育委員会の定めるところによる。

(選抜方法)

8008 成人特例入学者選抜を志願する者に対しては、それぞれの志願先高等学校において面接及び作文を実施する。ただし、学力検査については、これを行わない。

8009 面接及び作文は、当該高等学校、学科を志願する動機・理由及び志願者の学ぶ意欲等が判定できる内容とする。

なお、面接に先立って面接調査票を記入させる場合は、様式13に準じて各高等学校が作成する。

8010 面接及び作文の期日は3月12日(月)とし、実施時間は次のとおりとする。ただし、再募集については、第9による。

8:20～	集 合
8:30～8:40	注 意
9:00～9:50	作 文
10:00～	面 接

(入学者選抜実施本部の設置)

8011 各高等学校は、入学者選抜を厳正に実施する責任体制を明確にするため、入学者選抜実施本部を設ける。入学者選抜実施本部長は、高等学校長とし、入学者選抜の実施に係

る業務を総括する。

8012 各高等学校の入学選抜実施本部には、合否判定委員会を設ける。

8013 各高等学校における合否判定委員会は、その高等学校長が委員長、教頭が副委員長となり、その高等学校の教職員の中から校長が任命した委員をもって組織する。

8014 合否判定委員会には、次の作業グループを設ける。

面接グループ

8015 面接グループは、その高等学校の教員の中から校長が任命したグループ長 1 名及びメンバー若干名をもって組織する。

(合否の判定)

8016 合否判定委員会は、当該高等学校、学科の特色や教育内容に即して、面接グループの報告に基づき合否の判定を行う。その際、学力検査による受検者の合否の判定を同時に行い、厳正かつ公平な判定となるよう配慮する。

(面接の審査)

8017 面接グループの任務は、次のとおりとする。

(1) 審査の公平厳正を期するため、2 名以上が面接及び作文の審査に当たり、その結果を総合して判定資料を作成する。

(2) (1)によって作成した判定資料を合否判定委員会に報告する。

(合格者の決定・発表等)

8018 高等学校長は、合否判定委員会の判定に基づいて合格者を決定する。

8019 合格者の発表は、3 月 19 日(月)とし、校内に受検番号を掲示して行う。その時間は高等学校長が決定する。ただし、再募集については、第 9 による。

なお、合否の結果を合格者の発表以前に外部に連絡することは一切しない。

(その他)

8020 その他必要な事項については、第 2、第 4 の 1 及び第 4 の 2 による。

第9 定時制の課程の再募集

9001 第 2013 項によって再募集を行う場合には、高等学校長は再募集に関する届（様式 15）を 3 月 19 日（月）に所管教育委員会に届け出なければならない。

9002 再募集により定時制の課程を志願する者は、次の書類及び高等学校の各設置者が定める入学考査料を、3 月 20 日（火）又は 3 月 22 日（木）に、出身中学校長を経て志願先高等学校長に提出しなければならない。受付時間は、14:00～19:00 とする。

なお、志願先高等学校長へは郵送による提出も可とし、その場合は、配達日指定（3 月 20 日（火））の簡易書留にしなければならない（封筒表面に「願書在中」と朱書すること。）。また、受検票の送付用として 362 円分の切手（速達料金を含む。返送する受検票が多い場合は、その重量に応じた切手。）を貼り、送付先を記入した返信用定形長 3 号封筒（12cm×23.5cm）を同封する。

【提出書類】

- (1) 入学願書・受検票（様式 5 の A）
- (2) 写真票（様式 7）（高等学校長が必要と認める場合に限り必要。この場合、写真の大きさは、縦 40mm、横 30mm とする。）
- (3) その他志願先高等学校長が必要とする書類

なお、成人特例入学者選抜を志願する者の出願書類については、第 8 による。

（入学考査料）

9003 入学考査料は、下表に従って納入する。

設置区分	金額	納入方法
県立高等学校	950 円	兵庫県収入証紙を入学願書の所定の欄に貼付する（消印のあるものは無効。）。
市立高等学校	尼崎市立は 950 円 神戸市立は 300 円	志願先高等学校に現金により直接納入する。ただし、郵送による出願の場合は、入学考査料分の定額小為替を同封する。

9004 志願者は、願書受付締切後、志願変更の期間に 1 回に限り、志願校、志願学科を変更することができる。

このための手続は次のとおりとする。この場合、郵送は認めない。

- (1) 志願変更の取扱日は、3 月 23 日（金）又は 3 月 26 日（月）とする。受付時間は、3 月 23 日（金）は 14:00～19:00 とし、3 月 26 日（月）は、14:00～17:00 とする。
- (2) 志願変更する者は、志願変更願（甲）・（乙）（様式 8 の A）を、出身中学校長を経て、先に出願した高等学校長に提出し、所定の証明を受けた乙票及び先に提出した第 9002 項の書類（ただし、入学願書はその写し。）の返還を受けて、志願変更先の高等学校長に提出する。

なお、先に出願した高等学校の受検票は、その高等学校に返還しなければならない。

- (3) 第 11101 項及び第 11201 項に該当する者は、先に出願した高等学校長から証拠書類の返還を受け、志願変更先の高等学校長に提出し、審査を受けなければならない。

(4) 志願変更の場合の入学検査料については、第 9003 項による。

県立高等学校間の志願変更の場合は、改めて入学検査料を要しない。

県立高等学校から市立高等学校に志願変更する場合及び市立高等学校から県立高等学校に志願変更する場合は、改めて入学検査料を納入する。ただし、先に納入した入学検査料は還付しない。市立高等学校間の志願変更の場合の入学検査料は、所管教育委員会の定めるところによる。

9005 高等学校長は、志願者総数等を、毎日、県教育委員会事務局高校教育課長に報告しなければならない。その方法については、別途指示する。

9006 高等学校長は、願書・志願変更受付期間中、毎日、その学校の学科別の志願者総数を学校内に掲示する。

9007 中学校長は、志願者の調査書（様式 1）を 3 月 26 日（月）までに、志願先高等学校長に提出する。

9008 学力検査及び成人特例入学者選抜における面接等の期日は、3 月 27 日（火）とし、その時間表は次のとおりとする。

(1) 学力検査

8 : 40 ~	集 合
8 : 50 ~ 9 : 00	注 意
9 : 20 ~ 10 : 10	検 査 1
10 : 30 ~ 11 : 20	検 査 2
11 : 40 ~ 12 : 30	検 査 3

なお、検査の内容は、「国語」、「社会」、「数学」、「理科」、「英語（聞き取りテストは含まない。）」の 5 教科とし、各教科 100 点、総配点 500 点とする。

(2) 成人特例入学者選抜における面接等

8 : 40 ~	集 合
8 : 50 ~ 9 : 00	注 意
9 : 20 ~ 10 : 10	作 文
10 : 20 ~	面 接

9009 高等学校長は、別途指示する方法に従って、3 月 26 日（月）に学力検査問題を受領する。

9010 高等学校長は、学力検査問題等の関係書類を、入学者選抜事務の開始から合格者の発表までの間、厳重に保管しなければならない。その際、検査問題等の受領から採点終了までは学力検査問題等保管責任者 2 名を定める。

9011 合格者の発表は、3 月 28 日（水）までに、校内に受検番号を掲示して行う。その日時は高等学校長が決定する。

なお、合否の結果を合格者の発表以前に外部に連絡することは一切しない。

9012 高等学校長は、学力検査についての調査の結果を、別途指示する様式により、4 月 4 日（水）までに県教育委員会事務局高校教育課長に報告する。

9013 高等学校長は、合格者が募集定員に満たない場合には、所管教育委員会の承認を得て、更に募集を行うことができる。ただし、合格者の決定は、4 月末日までに行う。

9014 その他必要な事項については、第 2、第 3、第 4 の 1 及び第 4 の 2 による。

第 10 通信制の課程における入学者選抜実施要領

(実施校)

10001 通信制の課程を設置し、入学者選抜を実施する高等学校は、次のとおりとする。

- (1) 県立青雲高等学校
- (2) 県立網干高等学校

(出願資格)

10002 入学を志願することができる者は、平成 30 年 3 月に中学校を卒業する見込みの者並びに学校教育法第 57 条及び同施行規則第 95 条に規定する者で、次の条件を満たす者とする。

- (1) 本県の区域内に住所を有する者又はその勤務地が本県の区域内にある者。
- (2) 本県の区域内に居住を予定している者又はその勤務地を本県の区域内に予定している者。

(出願手続)

10003 志願者は、次の書類及び入学考査料を、2 月 19 日 (月) から 2 月 26 日 (月) まで (2 月 20 日 (火) 及び 2 月 24 日 (土) を除く。) の間に、志願先高等学校長に提出しなければならない。受付時間は、9:00～16:30 (2 月 26 日 (月) は 9:00～15:00。) とする。

なお、郵送による提出も可とし、その場合は、配達日指定 (2 月 19 日 (月) から 2 月 23 日 (金) まで (2 月 20 日 (火) を除く。)) の簡易書留にしなければならない (封筒表面に「願書在中」と朱書すること。)。また、受検票の送付用として 362 円分の切手 (速達料金を含む。返送する受検票が多い場合は、その重量に応じた切手。) を貼り、送付先を記入した返信用定形長 3 号封筒 (12cm×23.5cm) を同封する。

【提出書類】

- (1) 入学願書 (兵庫県立高等学校の通信制の課程に関する規則の様式第 1 号による。)
- (2) 調査書 (様式 1)
- (3) その他志願先高等学校長が必要とする書類

(入学考査料)

10004 志願者は、入学考査料として 950 円分の兵庫県収入証紙を入学願書の所定の欄に貼付して出願する (消印のあるものは無効。)

(選抜方法)

10005 志願者に対しては面接を実施する。

なお、入学者選抜のための学力検査については、これを行わない。

10006 面接日及び場所については、次のとおりとする。

面接日…… 3 月 4 日 (日) 及び 3 月 5 日 (月)

ただし、協力校においては、3 月 4 日 (日) のみとする。

場 所…… 県立青雲高等学校の志願者は、県立青雲高等学校又は次の協力校のうちいずれか 1 校

県立柏原高等学校、県立洲本実業高等学校

県立網干高等学校の志願者は、県立網干高等学校又は次の協力校のうちいずれか 1 校

県立阪神昆陽高等学校、県立西脇北高等学校、県立豊岡高等学校

10007 面接は、面接グループが実施し、その方法及び時間については、高等学校長が決定す

る。

10008 合否の判定は、調査書その他必要な書類及び面接の結果を資料とし、これらを総合して行う。

(合格者の発表)

10009 合格者の発表の日時、方法については、高等学校長が決定する。

なお、合否の結果を合格者の発表以前に外部に連絡することは一切しない。

(再募集)

10010 第 2013 項によって再募集を行う場合には、高等学校長は再募集に関する届（様式 15）を 3 月 9 日（金）までに県教育委員会に届け出なければならない。

10011 出願期間、面接日及び面接の場所は次のとおりとする。

(1) 出 願 期 間…… 3 月 19 日（月）から 3 月 23 日（金）まで（3 月 21 日（水）を除く。）

(2) 面 接 日…… 3 月 25 日（日）

(3) 面接の場所…… 県立青雲高等学校の志願者は、県立青雲高等学校
県立網干高等学校の志願者は、県立網干高等学校

(その他)

10012 その他必要な事項については、第 2、第 3、第 4 の 1 及び第 4 の 2 による。

第 11 特別の事情のある者の手続

1 本県に居住している者で、特別の事情のある者の入学志願手続

11101 県内の中学校卒業見込みの者及び卒業者で、本県公立高等学校全日制の課程に入学を志願する者のうち、第 4104 項等の特別の事情のある者は、「入学志願承認申請書」（様式 16）により、志願先高等学校長の承認を得なければならない。

なお、この場合、郵送は認めない。

11102 特別事情の内容、添付書類については、〔付 1－1〕による。

11103 この件に関する事務手続は、1月15日（月）から2月21日（水）まで（土曜、日曜、祝日を除く。）志願先高等学校において行う。ただし、推薦入学及び特色選抜志願者の場合は、1月15日（月）から2月1日（木）までとする。

また、受付時間は9:00～16:30（2月21日（水）は9:00～12:00。）とする。

11104 前項の手続により志願先高等学校長から交付された「入学志願承認書」（様式 17）を、入学願書に添えて、志願先高等学校長に提出しなければならない。

2 県外から本県の公立高等学校全日制の課程を志願する者等の手続

11201 県外の中学校卒業見込みの者及び卒業者等で、本県公立高等学校全日制の課程に入学を志願する者は、「入学志願承認申請書」（様式 16）により、志願先高等学校長の承認を得なければならない（通学区域を定めない高等学校の特色選抜を除く。）。

なお、この場合、郵送は認めない。

11202 特別事情の内容、添付書類については、〔付 1－2〕による。

11203 この件に関する事務手続は、1月15日（月）から2月21日（水）まで（土曜、日曜、祝日を除く。）志願先高等学校において行う。ただし、推薦入学及び特色選抜志願者の場合は、1月15日（月）から2月1日（木）までとする。

また、受付時間は9:00～16:30（2月21日（水）は9:00～12:00。）とする。

11204 前項の手続により志願先高等学校長から交付された「入学志願承認書」（様式 17）を、入学願書に添えて、志願先高等学校長に提出しなければならない。

11205 第 11203 項の事務手続期間終了後に、保護者の転勤等正当な理由が生じ、本県公立高等学校全日制の課程に入学を県外から志願する者（特別出願）は、「特別出願許可申請書」（様式 18）を提出し、本県教育長の許可を受けなければならない。

なお、この場合、特別出願許可申請書及び添付書類（第 11202 項に定めるもの。）は 2 部提出（1 部は写しで可。）することとし、郵送は認めない。

11206 前項に関する事務手続は、2月22日（木）から3月2日（金）まで（土曜、日曜を除く。）受付時間は、9:00～17:00。ただし、3月2日（金）は9:00～12:00。本県教育委員会事務局学事課で行うこととし、学事課長が内容を審査し、適正と認められたときは、即日申請者へ「特別出願許可書」（様式 19）を交付する。

なお、申請者は交付された特別出願許可書を、入学願書提出時に志願先高等学校長に提出しなければならない。

11207 中学校長は、次の(1)～(4)の書類を、下表に従って提出する。

書 類	受付期間		時 間		提出先
	月	日	全日制	定時制	
(1)	第 4107 項の書類 (入学願書等) <郵送可>	2月 22日(木)	9:00 ~ 16:30	14:00 ~ 19:00	志 願 先 高等学校
		2月 23日(金)	9:00 ~ 16:30		
		2月 26日(月)	9:00 ~ 12:00		
(2)	第 4110 項の書類 (志願変更願等) <郵送不可>	2月 28日(水)	9:00 ~ 16:30		
		3月 1日(木)	9:00 ~ 16:30		
		3月 2日(金)	9:00 ~ 12:00		
(3)	調査書(様式1) <郵送可>	3月 5日(月)	9:00 ~ 16:30		
		3月 6日(火)	9:00 ~ 16:30		
(4)	学年学習評定一覧表 (様式2) <郵送可>	3月 5日(月)	9:00 ~ 16:30	14:00 ~ 19:00	志 願 先 高等学校
		3月 6日(火)	9:00 ~ 16:30	14:00 ~ 19:00	
		3月 5日(月)	9:00 ~ 17:00		神戸市教委 各教育事務所 高校教育課
		3月 6日(火)	9:00 ~ 17:00		

※ 第 4109 項に定める特別出願により出願する場合、(1)の書類の受付期間は、3月1日(木)及び3月2日(金)、受付時間は、全日制については9:00～16:30とし、定時制については14:00～19:00とする。その際、第 4107 項(4)の入学志願承認書に代えて特別出願許可書を提出する。

11208 前項(1)～(4)の書類は、中学校長が志願先高等学校長に提出する。

前項(4)の書類は、志願先高等学校長への提出分とは別に、兵庫県教育委員会事務局への提出分1部を作成し、兵庫県教育委員会事務局高校教育課長に提出する。ただし、通信制の課程及び過年度卒業者のみが出願している高等学校については提出を必要としない。

なお、前項(4)の書類は、その中学校の所在する都道府県の公立高等学校入学者選抜要綱に基づいて作成する。

前項(3)、(4)の書類を郵送する場合は、それぞれ受付最終日必着とし、書留にしなければならない。

第 12 本県から県外の公立高等学校を志願する者の手続

12001 本県から県外の公立高等学校に入学を志願する者は、志願先高等学校の所在する都道府県教育委員会の定めるところにより手続を行う。

12002 前項の手続により本県教育長の証明等を必要とする書類がある場合は、その書類を、各中学校が所在する地域の県教育委員会教育事務所に提出しなければならない。ただし、神戸市内に所在する各中学校の場合は、本県教育委員会事務局学事課長に提出しなければならない。この場合、郵送は認めない。

別表1 評定換算表

- 「国語」、「社会」、「数学」、「理科」、「外国語」(5教科)
ただし、総合学科においては、
受検教科(5教科)

評定点	換算点
25	100
24	96
23	92
22	88
21	84
20	80
19	76
18	72
17	68
16	64
15	60
14	56
13	52
12	48
11	44
10	40
9	36
8	32
7	28
6	24
5	20

- 「音楽」、「美術」、「保健体育」、「技術・家庭」(4教科)
ただし、総合学科においては、
受検教科以外(4教科)

評定点	換算点
20	150
19	142.5
18	135
17	127.5
16	120
15	112.5
14	105
13	97.5
12	90
11	82.5
10	75
9	67.5
8	60
7	52.5
6	45
5	37.5
4	30

別表2 隣接区域（第4304項関係）

●下表に掲げる市区町に居住する者は、隣接区域にある高等学校を出願することができる。

居住市区町	隣接区域	高等学校名
神戸市北区	西宮市	鳴尾、西宮北、西宮甲山、西宮南、西宮、西宮今津、市立西宮、市立西宮東
	三田市	北摂三田、三田西陵、三田祥雲館、有馬
	三木市	三木、三木北、吉川、三木東
神戸市西区	明石市	明石、明石北、明石城西、明石清水、明石西、明石南
	三木市	三木、三木北、吉川、三木東
西宮市	神戸市北区	神戸鈴蘭台、神戸北、神戸甲北
三田市	神戸市北区	神戸鈴蘭台、神戸北、神戸甲北
明石市	神戸市西区	伊川谷北、伊川谷、神戸高塚
	淡路市	津名、淡路
淡路市	明石市	明石、明石北、明石城西、明石清水、明石西、明石南
三木市	神戸市北区	神戸鈴蘭台、神戸北、神戸甲北
	神戸市西区	伊川谷北、伊川谷、神戸高塚
高砂市	姫路市	姫路別所、姫路西、姫路飾西、姫路南、網干、家島、夢前、姫路東、香寺、市立姫路、市立琴丘、市立飾磨
姫路市	高砂市	高砂、高砂南、松陽
神河町	朝来市	生野、和田山
朝来市	神河町	神崎

〔付 1 - 1〕 第 11 の 1 による特別事情について〔県内〕

特別事情の内容				必要書類						
				A	B	C	D	E	F	
1	保護者と共に転居し、転居先の学区の高等学校を受検する場合	(1)	家屋を新築又は購入し転居		○					
		(2)	借家・社宅等へ転居			○				
		(3)	親族等の家に同居	○			○			
		(4)	空家（持家）への転居					○		
2	保護者と別居しており、転居により同居し、保護者が居住する学区の高等学校を受検する場合	(1)	保護者の居住地に転居	○						
		(2)	新たに居住地を定め転居	ア	家屋を新築又は購入する場合		○			
				イ	借家・社宅等			○		
				ウ	親族等の家に同居	○			○	
3	家庭事情等のため、本人の親族のもとに居住し通学している者が、その学区の高等学校を受検する場合								○	
4	養子縁組をしているが、実父母のもとに居住し通学している者で、養父母先の学区の高等学校を受検する場合								○	
5	上記に当てはまらない場合		志願しようとする高等学校に事前に連絡							

<承認申請に必要な添付書類一覧>

A・・・ 転居先住所の表示がある公共料金（ガス、水道）等の領収書（写）、または通知書（写）（3か月以内のもの）

B・・・ 転居先及び平成30年4月7日までに転居できることを証明する書類（建築物確認済証（写）、入居決定通知書（写）、売買契約書（写）、家屋の登記事項証明書のうちいずれか）
ただし、住宅建築事情等によりやむを得ない場合は、8月31日までとする。

C・・・ 転居先及び平成30年4月7日までに転居できることを証明する書類（家屋賃貸証明書、使用貸借証明書、家屋賃貸契約書（写）、入居決定通知書（写）のうちいずれか）

D・・・ 親族等の同居承諾書

E・・・ 固定資産税納付書（写）又は家屋の登記事項証明書
なお、持家を他人に賃貸中の場合は、平成30年4月6日までに退居する旨の賃借者の承諾書

F・・・ 中学校長が家庭事情等を説明する副申書

※ 上記の添付書類で（写）としている書類の場合は、確認のためにその原本も持参すること。

〔付1-2〕第11の2による特別事情について〔県外〕

特別事情の内容				必要書類								
				A	B	C	D	E	F	G		
1	保護者と共に転居し、転居先の県内の高等学校を受検する場合	(1)	家屋を新築又は購入し転居	○		○						
		(2)	借家・社宅等へ転居	○			○					
		(3)	親族等の家に同居	○	○			○				
		(4)	空家（持家）への転居	○						○		
2	保護者と別居しており、転居により保護者が居住する県内の高等学校を受検する場合	(1)	保護者の居住地に転居	○	○							
		(2)	新たに居住地を定め転居	ア	家屋を新築又は購入する場合	○		○				
				イ	借家・社宅等	○			○			
				ウ	親族等の家に同居	○	○			○		
3	外国に居住しているが、帰国により県内の高等学校を受検する場合	(1)	保護者と共に帰国	・上記1に同じ （ただし、住民票記載事項証明書は除く） ・在留先・在留期間を証明する書類 （会社が発行する辞令等）								
		(2)	本人のみの帰国								○	
4	県内に保護者と共に居住し県外の中学校へ通学している者及び中学校卒業程度認定試験合格者が県内の高等学校を受検する場合			○								
5	養子縁組をしているが、県外の実父母等のもとに居住し通学している者で、養父母先の県内の高等学校を受検する場合		・本人・養父母の住民票記載事項証明書（様式6） ・中学校長が家庭事情等を説明する副申書									
6	上記に当てはまらない場合		志願しようとする高等学校に事前に連絡									

<承認申請に必要な添付書類一覧>

- A・・・ 本人及び保護者の現住所の住民票記載事項証明書（様式6）
（平成29年12月1日以降に、市（町）長の証明を受けたもの）
- B・・・ 転居先住所の表示がある公共料金（ガス、水道）等の領収書（写）、または通知書（写）
（3か月以内のもの）
- C・・・ 転居先及び平成30年4月7日までに転居できることを証明する書類（建築物確認済証（写）、入居決定通知書（写）、売買契約書（写）、家屋の登記事項証明書のうちいずれか）
- D・・・ 転居先及び平成30年4月7日までに転居できることを証明する書類（家屋賃貸証明書、使用貸借証明書、家屋賃貸契約書（写）、入居決定通知書（写）のうちいずれか）
- E・・・ 親族等の同居承諾書
- F・・・ 固定資産税納付書（写）又は家屋の登記事項証明書
なお、持家を他人に賃貸中の場合は、平成30年4月6日までに退居する旨の賃借者の承諾書
- G・・・ a 在留先・在留期間を証明する書類（会社が発行する辞令等）
b 保護者の身元引受依頼書
c 身元引受人の住民票記載事項証明書（様式6）及び身元引受承諾書

※ 上記の添付書類で（写）としている書類の場合は、確認のためにその原本も持参すること。

〔付2〕書類作成上の一般的注意

- 1 文字は楷書で書くこと。
- 2 文字を訂正又は追加したときは、訂正又は追加箇所に中学校長の私印を押すこと。
なお、受検者又は保護者が自書した箇所の訂正又は追加については、受検者又は保護者の私印でもよい。
- 3 記入した文字を消すときは、二重線を引き、その上に中学校長の私印を押すこと。
なお、受検者又は保護者が自書した文字を消すときは、受検者又は保護者の私印でもよい。
- 4 全日制の課程・定時制の課程、生年月日の年号、卒業・卒業見込み等については、該当する項目を○で囲むか、不要な項目を削除又は二重線を引く等、適切に記入すること。

〔付3〕学年学習評定一覧表（様式2）の在籍者等の欄の記入例

	5段階評定をした数 A	5段階評定をしなかった数 B	在籍者数 C = A + B	5段階評定をした後 転入出した数 D	現在籍者数 E = C + D
通常の学級	男129名 女131名	男2名 女1名	男131名 女132名	男+1名 女-1名	男132名 女131名
特別支援学級	男1名 女0名	男1名 女2名	男2名 女2名	男0名 女0名	男2名 女2名
休学その他		男0名 女1名	男0名 女1名		男0名 女1名

- (1) 在籍のまま施設等に入っている生徒の場合は、「休学その他」の欄に記入する。
- (2) 「特別支援学級」、「休学その他」の欄は、通常の学級の外数として記入する。
- (3) D欄は5段階評定をした後の転入出について記入するもので、転入者数に「+」、転出者数に「-」をつけて、それぞれ男女別に記入する。

〔付4〕入学者選抜に関する問い合わせ先

- 1 入学志願承認申請書及び特別出願許可申請書について

県教育委員会事務局 学事課	〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 電話 078-341-7711 内線 5676、5677
志願先高等学校	—

- 2 調査書、学年学習評定一覧表等について

所 管 教 育 事 務 所	阪神教育事務所 教育振興課	〒662-0854 西宮市榎塚町2番28号 電話 0798-39-6153
	播磨東教育事務所 教育振興課	〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木97番地の1 電話 079-421-9249
	播磨西教育事務所 教育振興課	〒670-0947 姫路市北条1丁目98番地 電話 079-281-9585
	但馬教育事務所 教育振興課	〒668-0025 豊岡市幸町7番11号 電話 0796-26-3774
	丹波教育事務所 教育振興課	〒669-2341 篠山市郡家451番地2 電話 079-552-7486
	淡路教育事務所 教育振興課	〒656-0021 洲本市塩屋2丁目4番5号 電話 0799-26-3205
神戸市教育委員会 学校教育課	〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 電話 078-331-8181	
県教育委員会事務局 高校教育課	〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 電話 078-341-7711 内線 5736、5745	

〔付5〕

平成30年度
兵庫県公立高等学校入学志願手続等に関する期限等の一覧表

1 推薦入学及び特色選抜等に関するもの

事項	項目	期 限	作成者又は 発 行 者	提出先又は通知先
各高等学校募集要項		平成29年11月10日(金)	各 高 等 学 校 長	県教委高校教育課長
県外、県内からの入学 志願承認申請の手続		自 1月15日(月) 至 2月1日(木)16:30まで	志 願 者	当該高等学校長
願書受付、志願理由書		自 2月2日(金) 至 2月6日(火)12:00まで	志 願 者 か ら 中 学 校 長 経 由	当該高等学校長
推薦書及び調査書		自 2月2日(金) 至 2月6日(火)12:00まで	各 中 学 校 長	当該高等学校長
志願者数報告、掲示		願書受付期間中	各 高 等 学 校 長	県教委高校教育課長
面接・適性検査等		2月15日(木) ※一部の学科は2月16日(金)も (備考参照)		
合格者の発表		2月20日(火) 14:00~15:00 (備考参照)	各 高 等 学 校 長	合 格 者 当該中学校長
志願者数、受検者数 及び合格者数報告		2月27日(火)	各 高 等 学 校 長	県教委高校教育課長
調 査 報 告		2月27日(火)	各 高 等 学 校 長	県教委高校教育課長
学年学習評定一覧表	自 3月5日(月) 至 3月6日(火) 神戸市教委、各教育事務所は 17:00まで 志願先高等学校全日制は16:30 まで、定時制は19:00まで	神戸市立中学校長	当該高等学校長及び 神戸市教育長	
		県内公立中学校長	当該高等学校長及び 各教育事務所長	
		国立・私立中学校長 国公立特別支援学校長 県外中学校長	当該高等学校長及び 県教委高校教育課長	
	3月9日(金)	神戸市教育長 各教育事務所長	県教委高校教育課長	

備考 2月16日(金)に面接・適性検査等を実施する学科等の一覧

学 校	学科等	面接・適性検査等	合格者の発表
県立西宮高等学校	音 楽	2月15日(木)・16日(金)	2月20日(火)
県立宝塚北高等学校	演 劇	2月16日(金)	

2 学力検査に関するもの

事項	項目	期 限	作成者又は 発 行 者	提出先又は通知先
各高等学校募集要項		平成29年11月10日(金)	各高等学校長	県教委高校教育課長
県外、県内からの入学 志願承認申請の手續		自 1月15日(月) 至 2月21日(水)12:00まで	志 願 者	当該高等学校長
特別出願許可申請の手續 (入学志願承認済の者は不要)		自 2月22日(木) 至 3月 2日(金)12:00まで	志 願 者	県教委学事課長
願 書 受 付		自 2月22日(木) 至 2月26日(月)12:00まで (定時制は19:00まで) 特別出願 自 3月 1日(木) 至 3月 2日(金)16:30まで (定時制は19:00まで)	志 願 者 か ら 中 学 校 長 経 由	願書提出先高等学校長
志 願 変 更 受 付		自 2月28日(水) 至 3月 2日(金)12:00まで (定時制は19:00まで)	志 願 者 か ら 中 学 校 長 経 由	願書提出先高等学校長
志願者数報告、掲示		願書・志願変更受付期間中	各高等学校長	県教委高校教育課長
調 査 書		自 3月5日(月) 至 3月6日(火)16:30まで (定時制は19:00まで)	各中学校長	当該高等学校長
学年学習評定一覧表		自 3月5日(月) 至 3月6日(火) 神戸市教委、各教育事務所は 17:00まで	神戸市立中学校長	当該高等学校長及び 神戸市教育長
		志願先高等学校全日制は 16:30まで、定時制は19:00ま で	県内公立中学校長	当該高等学校長及び 各教育事務所長
			国立・私立中学校長 国公立特別支援学校長 県外中学校長	当該高等学校長及び 県教委高校教育課長
		3月9日(金)	神戸市教育長 各教育事務所長	県教委高校教育課長
問 題 受 領		3月11日(日)		各高等学校長
学 力 検 査		3月12日(月)		
総合学科の実技検査		3月13日(火)		
合格者の発表		3月19日(月)	各高等学校長	合 格 者
学力検査調査報告		3月26日(月)	各高等学校長	県教委高校教育課長

※1 定時制の課程の再募集の日程

願 書 受 付	3月20日(火)・3月22日(木)	志 願 変 更	3月23日(金)・3月26日(月)
学 力 検 査	3月27日(火)	合格者の発表	3月28日(水)まで

※2 多部制における募集及び通信制の課程の募集については本文による。

平成 30 年度 兵庫県公立高等学校入学者選抜の主な日程

推薦入学及び特色選抜等に関するもの	月 日 等	学力検査に関するもの
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;">各高等学校募集要項</div> 県外・県内からの入学志願承認申請の手続	11月10日(金) 提出先 志願先高等学校 ↑ 1月15日(月)から ↓ 2月21日(水)12時まで (推薦入学及び特色選抜は 2月1日(木)16時30分まで) 提出先 県教育委員会学事課 ↑ 2月22日(木)から ↓ 3月 2日(金)12時まで	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;">各高等学校募集要項</div> 県外・県内からの入学志願承認申請の手続 特別出願許可申請の手続
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;">願 書 受 付</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;">面接・適性検査等</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">合 格 者 の 発 表</div>	↑ 2月 2日(金)9時から ↓ 2月 6日(火)12時まで 2月15日(木) ※一部の学科は2月16日(金) 2月20日(火)14時～15時	
	↑ 2月22日(木)から ↓ 2月26日(月)12時まで ※定時制は19時まで ↑ 2月28日(水)から ↓ 3月 2日(金)12時まで ※定時制は19時まで 3月12日(月) 3月13日(火) 3月19日(月)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">願 書 受 付</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 10px;">志 願 変 更 受 付</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 10px;">学 力 検 査</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 5px;">総合学科の実技検査</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 5px;">合 格 者 の 発 表</div>
	↑ 3月20日(火)または ↓ 3月22日(木)19時まで ↑ 3月23日(金)または ↓ 3月26日(月)17時まで 3月27日(火) 3月28日(水)まで	定時制再募集 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 10px;">願 書 受 付</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 10px;">志 願 変 更 受 付</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 10px;">学 力 検 査</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 5px;">合 格 者 の 発 表</div>

多部制(I期試験、II期試験A)については、当該高等学校の募集要項を参照してください。